

ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらせるまち

- 1 子どもの権利を実現し、子どもが市民として参画するしくみの創造
- 2 子どもたちが質の高い教育を平等に得られる学校づくり
- 3 地域の教育力向上のための学校との協働推進
- 4 青少年の自立と社会参画支援
- 5 環境教育を推進するまち
- 6 子育ての社会化と子育てを核とした地域づくり
- 7 母親、父親として、働く者として、地域人としての多様な生き方設計支援
- 8 誰でも、いつでも安心して介護を受けられる新宿
- 9 「生きがい」は誰もが居場所や役割を持てるまち“新宿”から
- 10 一人ひとりを、人として大切にしていける共生のまちづくり
- 11 外国人と共生する豊かなまちづくり(多文化共生)
- 12 地域に住み続けられる住宅・住環境
- 13 公園・公共施設をみんなで育てよう
- 14 安全安心なまちをつくる
- 15 災害から、まちとくらしといのちを守る

ひとをはぐくみ、こころ豊かにくらせるまち

私たちのまち新宿には、多くの人々が暮らし、集い、学び、働いています。一人ひとりが自分のライフステージに応じた、様々な生活を新宿というまちで展開しているのです。ここでは、新宿区における人の「暮らし」と「生活環境」に関わる事柄について提言にまとめられています。

「暮らし」については、人の成長をライフサイクルの視点から捉え、成長とともに直面する様々な生活課題に対する考え方を整理しています。

今後、ますます本格化する少子高齢社会の対策として、真の意味で「生きる力」をもった次世代を育成することが必要です。そのためには、子どもの権利を実現する社会、地域の教育力の向上、環境にやさしいこころの育成、人の交流が豊かにもてる場の確保などの支援が考えられます。

また、介護が必要になったり、社会的なハンディを負っても、生きていくことの意味や、生きがいを感じ、安心して暮らせることも重要です。そして、これらの問題を解決するためにも、子ども、高齢者、障がい者、外国人など、新宿に暮らすあらゆる人々の立場を認め、その人権を尊重し、積極的な参加や支えあいを保障する多文化共生社会の実現をめざしていきます。

「生活環境」については、ユニバーサルデザインの視点から、住まいをはじめとした社会生活に対する考え方を整理しています。

人が人とのつながりの中で安心し、生き生きと暮らせるためには、誰もが生活する上での不便さや不自由さを感じる事のない環境が必要です。そのためには、多様な居住ニーズを反映した支援施策やコレクティブハウス、多世代多機能の居場所づくりが考えられます。また、地域にある公園や公共施設を、区民にとって本当に利用しやすいものとするために、地区協議会などの住民組織が主体的に関わり、より豊かな運営づくりをしていくことも重要です。

このように、個人(自助)・地域(共助)・行政(公助)がそれぞれの特性を活かし、担うべき役割を明確化しながら、一人ひとりの命を大切にし、災害に強く、犯罪のない安全安心で住みやすいまち新宿の実現をめざしています。

1 子どもの権利を実現し、子どもが市民として参画するしくみの創造

【将来のあるべき姿】

私たちが、人間として、価値や尊厳をもって自己実現し、自分らしく生きていく上で、なくてはならないものを「人権」と言います。人権は、性別や国籍等に関係なく本来誰もが、生まれながらにして持っているものです。

子どもにとっても同じであり、日本では1994年に国際条約としての『子どもの権利条約』を批准し、国として子どもの権利を守ることを定めています。豊かな子ども時代を過ごすためには、子ども固有の権利(育つ権利・守られる権利・参加する権利)を、保障することが必要です。

こうした権利を保障するために、子どもの時期から幼稚園・保育園・小学校において、子どもへの暴力防止(CAP)や子どもの社会性を養うためのプログラム(セカンドステップ)等の講座を行ないます。家庭においても、子どもを所有物・支配する存在という認識でなく、ひとりの人間として尊重し、育てることで、自己肯定感・寛容さ・主体性・創造性を育みます。

こうした環境で育った子どもたちは、やがて子ども自らが、自分を取り巻く環境・社会を変えていく主体者として、意見を表明し、学校・地域・区政等に参画し、責任を担う市民として成長していきます。

万が一、子どもが、家庭・学校・地域で不適切な扱いを受けることがあっても、「自分が悪いから」と自罰的になったり、自暴自棄になることのないよう、地域の大人や相談機関は、状況を改善するための適切な対応をとるよう努力します。

このように子どもの人権への理解を深めることを契機に、新宿区は障がい者・高齢者・外国人等、生活上の不便が多い人たちにとっても、住みよいまちになっていきます。

わたしたちは、生まれた時から子どもの権利が実現している社会に育つ子どもは、親になった時、子どもの権利を尊重して子育てをし、市民としての責任を果たす大人になり、すべての人の人権が守られる社会を自らつくり上げることができると信じています。

【現状と課題】

「子育ては家庭でするもの」といった思い込みが今でも多く見られますが、丁寧にわが国の家庭の状況を見てみると、子育ての責任を家庭に押し付けることが、いかに子どもたち自身の心身ともに発達・成長を阻害することになるか、問題が多いかを実感できるのではないのでしょうか。子どもたちにとって最も安心できる居場所であるはずの家庭が、保護者側の様々な理由で、十分に世話をされていなかったり(ネグレクト)、しつけという名目で、身体的・精神的虐待を受けていたり、過剰な干渉により子どもらしい時間が過ごせていないという現状があります。こうした問題を抱えている家庭が増加傾向にあるのみならず、ほんのちょっとしたきっかけで虐待してしまうのではないかといった「虐待予備軍」の家庭もまた増えてきています。もはや家庭そのものが「機能不全」を起こしてしまっているのです。

また、学び・成長の場である学校・幼稚園・保育園・児童館・様々な児童福祉施設の中においても、いじめなど、大人や周りの子どもたちとの軋轢に苦しんでいる子どもたちがいます。障がいをもつ子どもとその家庭への支援が遅れています。また、親が外国籍であったり、外国籍の子どもが、保護者も日本語が不自由だということが障害となり、十分な福祉や教育を受けることができないなどの問題も顕在化しています。

かつては、異年齢の子どもたちが思い思いにのびのびと遊んでいたはずの地域は、近年子どもが犠牲になる事件が多発するにつれ、安心して集える居場所にはなっていません。

こうした現状を踏まえ、私たちは、まず、「子どもを育てるのはすべて家庭の責任である」といった認識を変える必要があると考えます。社会全体で子どもの育ちを支援する姿勢、「子どもの権利」を認める姿勢が必要です。「子どもの権利」が大切だということを言うと、「これ以上子どものわがままを聞くのか?」「権利権利で義務を教えないから、今の子はダメなんだ」といった「権利 = 自分勝手」という誤解を受ける面があります。こうした誤解を解消するためにも、大人がまず「子どもの権利」について学ぶ機会を持つことが大切です。

また、子ども自身に「権利」を伝えることも必要です。自分はこの社会にとって大切な存在であるという人権感覚を身につけることによって、自分の扱われ方がおかしいことに気づき、意思を表明したり、自分で問題解決していく力が育てることができます。これによって、他者の権利も尊重し、守ることができるようになるでしょう。

区では、人権教育について、一定のプログラムを児童・生徒・教師を対象に実施されていますが、子どもの権利を理解し、子どもと大人が生活の中で使えるものになっていない現状があります。

子どもの権利保障の観点から、以下を課題と考え、環境整備を提言します。

すべての子ども(障がいのある子ども・親が外国籍であったり、外国で育ったために言葉などにハンディキャップのある子ども)が健康に育ち、守られ、学習し、自己表現し、参画する権利の保障

大人の側が子どもの権利とは何かを理解できる社会づくり

すべての子どもが自分の権利について認識できる教育と環境の整備

すべての子どもの自主的活動や発言が保障され励まされる場の確保

すべて子どもが他者と信頼できる人間関係を構築できる場と機会づくり

権利を侵害された時、解決する機関と、権利を保障していくしくみづくり

【取り組みの方向性】

< 基盤整備 >

1. 「子どもの人権保障」を念頭においた子育て支援の拠点づくりを行なう

拠点づくりに際しては、親や子ども、区と関係機関、区民の協働で企画し、主体的に参画できるような体制を整えて、運営します。

2. 子どもの権利侵害を、第三者の大人に打ち明けられる窓口の拡大

子どもが気軽に気持ちを打ち明けられることができるように、第三者による電話での相談機関(新宿独自のチャイルドライン等)の創設や、子どもと利害関係のない児童館や子育て支援施設などでの子ども相談を充実させます。

< 教育 >

3. 子どもに、人権感覚を獲得し、ソーシャル・スキル(*)を身につける学習を積極的に 行う

子どもに対する虐待・いじめ、誘拐、性暴力などのあらゆる暴力による権利侵害には、NPOによる参加体験型の学習が有効です。区内全小学校の授業の中に、このような権利学習および暴力防止学習(通して2時限)を受けられるようなカリキュラムづくりの推進を提言します。他にも、幼稚園等では、子どもの成長発達に応じて社会性を身につけるセカンドステップのプログラムや子どもの権利条約を体験型で学べるワークショップ等の実施を進めていきます。

(*)ソーシャルとは「社会的」「対人的」「人づきあい」、スキルとは「技」「技能」「技術」で対人関係を円滑にするコツ

4. 子どもを支える大人たちに対しては、人権感覚を獲得し、ソーシャル・スキルを身につける研修を積極的に行う

保護者や教師・行政の職員・地域住民・子どもと関わる活動をしている市民が、日常生活の中で子どもの人権を尊重し、エンパワメントするかわりも重要です。「子どもの権利とは何か」、「もし権利侵害にあったときに大人ができることは何か」、「相手の権利を尊重しながら、問題解決を図るにはどうすればよいか」といった具体的な知識やスキルを、大人自身も大人向けの参加型研修(CAP、セカンドステップ等)で身につけます。

5. 権利侵害から子どもを救済するためのネットワークづくり

子どもの問題は、その周りの家庭・学校・地域の利害がぶつかることもあり、「子どもの最善の利益」を考える視点にたって解決を図ることが難しい現状があります。また、家庭における虐待及び、学校やそれ以外の地域における子どもの権利侵害を発見し、子どもの救済や回復を担っている機関は、官民含め多岐にわたっているため、連携が不可欠です。こうした行政機関(児童相談センター、子ども家庭支援センター、教育委員会、子ども家庭課、保健センター等)と、民間NPO(子どもの虐待防止センター、CAP、チャイルドライン等)、及び医療機関や弁護士会等を繋いで情報交換・研修・事例検討・相談などができ、よりスムーズな連携による解決が図れるような連絡調整機関として「子どもの権利擁護ネットワーク」を設置します。

6. 特に支援を要する子どもたちの権利を十分保障する

障がいのある子どもが、豊かな放課後を過ごせる居場所を実現し、外国に関係した環境で育ったために日本語が不自由な子どもたちが、学校生活・進学において、平等な機会を得られるよう、私たちは特に支援の必要な環境におかれた子どもたちの現状に配慮する必要があります。これについては、区が責任を持ち、子ども・保護者・関係団体と連携して取り組みます。

< 条例制定に向けて >

7. 子どもに市民としての参画の機会を提供するために、新宿子ども会議(仮称)をスタートする

私たちは、子どもたちにも市民としての参画の機会を提供し、大人も一緒に考えていくしくみづくりの第一歩として、新宿子ども会議(仮称)の設置を提案します。この会議は、子どもたちと、彼らの要望や意見を引き出すサポーター(大人)からのボトムアップの会議とし、子どもが主体的に、継続的に参画して問題解決していく機会と体験を保障します。

また、サポーターについては、他項目でも提案されているように、子どもの主体性を上手に引き出すファシリテーター(*)を積極的に養成していきます。

(*)参加者の心の動きや状況を見ながら、実際にプログラムを進行していく人のこと

8. 子ども会議を支援し、子どもの権利条例の準備委員会的な場の設置

子ども会議と平行して、さまざまな立場の大人たちも加わった子どもの権利擁護について議論する場を設けることが必要である。これを、子どもの権利条例の発案の準備委員会的な位置づけとします。

9. 子どもの権利救済・回復を図るための第三者機関として、オンブズパーソン制度(*)を設置する

子どもに対する権利侵害は、実態がみえずらいうえに、心身に与える影響が大きいために、救済や回復には困難が伴います。解決にあたっては、専門的に、長期的に関わる仕組みとして、子どもに関わる専門家ら第三者からなる新宿区独自の子どもの人権オンブズパーソン制度の設置を求めます。ここで、子どもや関係者からの相談、苦情申し立てを受けると同時に、調査、勧告・意見公表や提言などが行なえるようにします。オンブズパーソンは、各子育て支援施設や権利擁護のネットワークとも密に連携し、迅速に対応するとともに、情報提供や子ども自身が容易に連絡できるよう配慮します。

(*)議会・市長などにより任命され、任命者から独立して行政活動を調査し、市民からの苦情を処理する制度

(第1分科会)

2 子どもたちが質の高い教育を平等に得られる学校づくり

【将来のあるべき姿】

近年、学校教育についての議論が活発に展開され、様々な施策が提案され実行に移されています。学校教育の役割は、文部科学省が示している、「生きる力」(確かな学力・豊かな人間性・健康と体力)を育成することですが、現在の教育論議はその一部分の「知識としての学力」に偏っているようです。また、ややもすると、「社会のために教育はこうあるべきだ」との議論になりがちですが、「社会のために子どもがある」のではなく、「子どものために社会がある」という観点を忘れてはなりません。ますます多様化が進むであろう新宿区において、どんな子どもにも平等に教育が保証される環境を整備しなければなりません。区内の各地域に大学機関が存在する区の特徴を生かし、より多くの大学との連携を強化することで、教育の充実に繋がる手立てを講じることもできます。

【現状と課題】

新宿区は古くからの商店街を抱えた下町感覚の強い地域、高層マンションの新設で転入者が増える地域、大規模団地を抱える地域、外国人の保護者が多い地域など多様な地域性が混在する区です。当然、公立学校に通う子どもも多様性があり、経済的、家庭的環境の差によって、受けられる教育の質に差があるのが現実です。新宿区どの学校においても、等しく、個々に必要な教育が保証され、安心して子育てができるまちであるという認識が定着すればするほど、積極的に、愛着をもって長くこの新宿に住み続けていく人々が増えていくでしょう。また、ここで育った人々が社会人となったときも、愛着ある新宿、ひいては社会全体のよりよい発展のために知恵を絞り、努力していくに違いありません。

「教育」はすぐに成果が見えるようなものではなく、実行された施策の評価には数年、数十年かかるものかもしれません。目先の現象や効果のみにとらわれて施策を乱発することなく、先を見通した教育行政の運営が必要です。そのためにも、行政担当者は、足しげく教育現場に出向き、子ども、教師のありのままの声を聞き、実態を正確に把握する努力を求めたいと思います。

今回、学校教育に関する提言をするにあたっては、新宿区内の公立学校の実態を知るために、数人ずつのグループに分かれ、授業参観、学校説明会、学校長との懇談会等の場をもちました。その中で、懸命に取り組んでおられる学校現場の関係者方々の努力や、区が推進している各種の施策についての認識を深め、議論を重ねてきました。以下の項目に絞って提言をまとめました。

【取り組みの方向性】

1. より質の高い教育を得られる学校づくりをめざして

学校は社会の縮図であり、子どもたちが社会性・協調性を学ぶ上では適した教育環境だともいえます。しかし、一斉授業の中では個々の能力に応じて適切な学習指導が難しいのも現実です。特に高学年になればなるほど学習内容の理解・定着ができないまま放置される子どもが増える傾向にあり、一方で、基礎的な学習だけでは物足りない思いをしている子どももいます。

新宿区においては、これまでの「アクション04事業」(*1)の他、少人数指導や習熟度別学習の充実、また、区費負担による非常勤講師の配置を決められるなど、子どもの理解度に合わせた指導の仕方を工夫し、子どもの学習意欲の向上を図るための努力をしています。

地域の特性の違う各学校において、教育効果をあげようと思えば、現場の裁量権を大きくすることが望ましいことです。学級編制権(*2)や教師のフリーエージェント制(*3)など、子どもたちの実態に応じた取り組みが拡大できれば、教育の質の向上も期待できるのではないかと思います。

(*1)2004年度から開始された、各部(局)が一定の枠の中で創意工夫して企画する事業

(*2)1学年の児童生徒の人数に応じて、学級規模や学習の指導体制を選べる権利(現在は、1学級に定数40人以下となっている)

(*3)各学校の特色をいかした教育内容の推進のために、必要な教員の確保ができる制度

2. 子どもから慕われ信頼される教師の確保と育成

今後、数年の間に団塊の世代の教員が大量に退職するにあたり、東京都内で必要な補充教員は約1800名とも言われています。質の高い教育を子どもたちに提供するためには、まず、質の高い教師を確保することが重要です。

現在、様々な教員研修プログラムが実施されていますが、教員の資質についての評価は容易に数値で表されるものではないため、研修内容の是非やその成果が見えにくいようです。

今後は区として、教員養成の考え方を再確認し、採用や研修等のシステムについて独自に取り組むことも必要でしょう。その際には、新宿区内にある特に教員養成課程を有する大学機関との連携をとりながら検討していくことも視野にいれることも可能でしょう。

3. 学校図書の実と区立図書館との有効連携活用

区は読書推進運動として「学校図書の充実」と「新宿区子ども読書活動推進計画」に力を入れています。

しかし、図書の管理はボランティアによる部分が多く、専任の司書は配置されていませ

ん。図書は1点1冊が多く、複数貸出ができない状態であり、古本の廃棄処分もできないように、一部の学校を除いて設備も不十分です。さらには、子どもによく読まれている本の利用率の状況などの把握も、手間がかかり、難しい状況のようです。

子どもの読書活動の推進のためには、学校図書を充実させ、子どもが図書に触れる機会を増やすことが重要です。例えば、全公立学校の図書をパソコンで管理し、利用可能な学校図書情報を共有できるようにします。さらには図書館の蔵書情報もとりこんで、区内の全図書情報を各学校の司書が分かるようにするなど、相互の貸出しの連携を図ることで有効に図書の活用が図れます。司書の配置には予算措置が必要ですが、質の高い図書指導が可能になるために、ぜひ努力してほしいものです。

4. 地域に信頼される学校づくりを目指した学校選択制度

平成16年度より導入した学校選択制により、18年度、中学校では平均して21%、小学校では23%の子どもが学区域外から通学しています。

中学校入学にあたっては、部活や人間関係、学校の特色など、情報を元に自身の意志で選択することができますが、小学校入学時においては、保護者がその判断をすることになります。その際の選択の基準は、保護者間の口コミなど、いわゆる“うわさ”で学校が印象づけられ、レッテルを貼られてしまう可能性もあります。その結果、定員を大幅に下回る学校や、逆に、定員オーバーで抽選となり、希望校以外の学校に行くことになるなど、いらぬ動揺を広げてしまうことにもなります。

また、子どもの安全対策が大きな問題になっている昨今、小学校低学年において、登下校時や放課後の過ごし方など、新たな課題に対応する必要もあります。学校選択制のメリットとデメリットをふまえた検証と、再検討が望まれます。

5. 支援を必要とする子どもたちが個性に応じて学べる環境づくり

「小・中学校における学習障害、注意欠陥／多動性障害等の児童生徒への教育支援を行う体制を整備するためのガイドライン」が文部科学省から配布され、特別支援教育への理解は区全体として進みつつあります。しかし、身体的障害や日本語教育の必要な子どもも含めて、支援の内容は多様です。教員一人当たりの担う職務も多岐に渡っている現状を考えると、個々の児童生徒への支援が円滑に行われるシステムの工夫が必要でしょう。

多様な支援を行うためには、現場の裁量による柔軟な支援体制を整備することや、必要な情報や支援の専門家のアドバイスをより迅速に得られる環境づくりが求められます。

また、「特別支援教育」と就業・進路相談との連携や、この言葉がひとり歩きすることで差別につながらないよう「特別支援教育」の周知徹底についても今後検討の必要があるでしょう。

6. 日本語教育の支援が必要な子どもに十分な学習の機会を保障するための手立て

外国籍や日本語の読み書きが不十分な子どもには、それぞれの母国語による学習支援が行われていますが、日常会話はスムーズにできても、学習言語を習得するまでに至らない子どもが多数います。高校進学ができず、その結果、職業選択の幅が狭くなる事態も起こりやすくなります。そのような子どもたちの救済策として、次のような施策の実行を提言します。

入学準備のためのクラスを小中学校に設け、編入学した子どもも常時、日本語教育が受けられる体制を整えます

外国籍の親は日本の教育システムを理解しにくいので、進学を希望するすべての親に、進学のための高校進学ガイダンスを行います。

教科学習が不十分な子どもには、放課後学習クラスを設置します。指導にあたっては、定年退職者などのボランティア等も活用します。

教師には日本語が母国語でない子どもの受け入れがきちんとできるよう、研修を行います。

中学校に日本語教室を設置します。

(第1分科会)

3 地域の教育力向上のための学校との協働推進

【将来のあるべき姿】

一人ひとりの子どもにとってのよりよい教育を実現するためには、学校教育全体の質を向上させると同時に、子どもが生活している地域の人々との連携が欠かせません。より多くの大人が子どもの教育に関わる機会を得るなかで、当事者意識を深めるようになります。学校と地域との建設的な意見が活発にかわされるようになることは、子どもたちへの豊かな教育環境を育むことにつながっていきます。

地域の教育力が向上することで、子どもたちへのより豊かな教育環境の提供や、問題が起こった場合の解決策もスムーズに図れるようになります。そのために、より多くの地域の人材を掘り起こし、活用できる有効な仕組みをつくる必要があります。

【現状と課題】

子どもをとりまく問題は、各家庭、各学校だけで解決できる範囲を超え、予測もできないような事件や事故も起こっている昨今です。子どもの問題を身近に相談できるはずの学校も垣根が高く、足を運ぶ親は少ないのが現状です。また、近所迷惑な行動をしている子どもたちを見かけても、あえて注意しないという大人の声も多々あります。何か問題が起こったときに、学校や行政、家庭など、どこかにその原因を求め、責任を押しつけあっても、よい解決策は生まれません。

教育行政では、「学校と家庭と地域で子どもを育てる」ことを明確に打ち出し、学校と地域との連携を深めるためのさまざまな施策が実施されています。例えば、「総合的な学習の時間」などに地域の中から講師となる人材を探して学校につないだり、放課後や休日の子どもの居場所づくりの推進などを行っているスクール・コーディネーター制度、また、外部評価を取り入れる形で学校の公開を推進する学校評議員制などがあります。

こうした制度本来の目的を果たすためには、さらに改善の余地があると思われる点多々あります。

まずは制度を動かす人を継続して確保する体制づくりが必要でしょう。また、何についてどのように地域との連携をはかるのかのルールづくりなしに、地域の人々が学校に入り込んでしまうと、学校教育現場に混乱を招く無責任に入りこむことにもなりかねません。参加に伴う責任もあることの自覚と理解を求めることも必要です。

【取り組みの方向性】

1. 教育力向上のためのスクール・サポート体制づくり

総合的な学習に際し、地域の人材を活用する橋渡しとして、スクール・コーディネーター制度が導入されました。しかし、現状の1名では学校で必要とされる人材を確保するには限界があり、多様な分野の指導者や専門家の確保、及び情報の共有化が課題となっています。

そこで、総合的な学習の時間のみならず、部活動や企業体験、マネージメント・ボランティア等に地域の教育力を有効に活用していく手立てとして、以下の二点を提言します。

スクール・コーディネーターを2名にして、より連携しやすい体制を整えます。

あらゆる分野で活動する区内ボランティアや、専門家、NPO から登録を募り、各学校(幼稚園も含む)の教職員やスクール・コーディネーター、保護者等が、必要に応じて地域のサポートを選んで受けられるような学区を越えた人材サポートシステム「スクール・サポート・バンク(仮称)」を作ります。登録したサポート会員はデータベース化して管理し、行政と民間の協働によってきめ細かく運営していく仕組みを整えます。区内を横断する組織ができることにより、学校をサポートする地域力の格差が解消でき、学区を超えた市民交流にも役立ちます。

2. 小学校を核とした子どもとコミュニティの居場所づくり

地域差の大きい区内での子どもの居場所として、放課後や土日の学校の開放が進められていますが、必ずしも十分とは言えない現状があります。現在、児童館・学童クラブなどの設置はありますが、近隣の小学校の場を積極的に活用した居場所づくりについても今後さらに検討していく必要があります。

学校という場を活用するものの、学校教育の延長とはとらえず、地域の人・親・ボランティア・専門家などが学校とよく連携をとりながら、安全面の配慮をきちんとした上で運営に当たるとよいのではないのでしょうか。実行の第一歩として、PTA や地域(スクール・コーディネーターや青少年育成委員会等)の協力が得られる学校をモデル校として選び出し、特別チーム(有志でつくる「学校に居場所をつくる実行委員会」など)を立ち上げます。

3. 開かれた学校づくりのための学校評議員制度の改革

学校を地域に公開した意義はありますが、現状は学校運営を承認する程度にとどまり、学校評議員制度の役割が十分果たされているとは言えません。学校を評価するためには、その基準となる物差しが必要ですが、評議員自身にある程度の専門知識がないと、学校教育について踏み込んだ意見交換をするのは難しいでしょう。

そこで、より積極的にこの評議員制度を発展させ、評価のみならず、学校教育の充実

を図るための改革として、構成枠に学校の教職員(中学校では生徒の参加も検討)を加え、公募枠も半分程度設けるなど工夫して、常に新鮮な意見が入るようにします。全員が平等な立場で学校運営についての話し合いに参加し、説明責任をもつものとします。会の持ち方や内容については発足時に規定をある程度決め、年間プログラムも評議員で作ります。行政は、必要な研修等の要望があればサポートを実施します。

4. 子どもの教育をよりよくするための開かれた教育委員会の設置

教育委員会については、区民、PTA、教育現場からもその透明性が問われています。平成18年に文部科学省からも、そのあり方について再検討の必要ありと答申され、教育委員会の会議の形骸化が指摘されています。子どものよりよい教育環境をつくり続けるために、より開かれた委員会に生まれ変わることが望まれます。

このためには、委員の選出方法を一部公募にし、いろいろな角度からの問題点の掘り下げと区民の意向を反映させた施策が出やすい環境を作る必要があるでしょう。また、委員は、1、2箇所、足場にする学校を決め、できるだけ現場に近い環境で活動するようにします。現場での体験を通し、より深く子どもや保護者、教師、地域住民の本音や現状の把握、分析ができるようになるのではないのでしょうか。問題の本質を正しく捉えられることで、よりよい対策が生まれてくるに違いありません。

(第1分科会)

4 青少年の自立と社会参画支援

【将来のあるべき姿】

青少年という世代は16歳以上の義務教育が終了し、成人するまでの期間をさします。彼らはやがて就業し、家庭を持ち、区民として地域を担い、また親として次世代を育成する立場になっていきます。こうした人間のライフサイクルが循環しながら次の世代へとバトンが渡され、より豊かな社会が継承されることが「持続可能な未来づくり」へと繋がります。

この青少年期は、大人への入り口であり、長い人生においても、さまざまな節目を経験する大切な時期でもあります。わたしたちは彼らの一步先行く大人の先輩として、彼らが自分に自信を持ち、自分の能力を最大限に発揮し、経済的にも精神的にも自立して、自分のやりたいことをのびのびとやり、かつ、他者を思いやる気持ちを持ち、自分の能力をほかの人たちのために役立てたいと願う大人に成長してほしいと願っています。

【現状と課題】

ニート(NEET) (*)と呼ばれる青年の増加や犯罪の低年齢化などがマスコミで問題として取り上げられている一方で、投票率の低下に見られる社会への無関心度の拡大や企業の倫理観の低下など、若者だけでなく、現世代を担う大人自身が自らの生きる姿勢を問うべき事態も起き、社会を支える基盤が揺らぎ始めていることを私たちは感じ始めています。

まもなく成人し、やがて区民として親として地域を担う彼らが、自立に向けて自己の能力を認識し研鑽することや、社会的責任を意識していくことは、こうした現状を打開するために近未来を見据えた重要なポイントとなります。

新宿区の現状を見ると、区行政が預かる教育現場は小・中学校までであるため、16歳以上に対する取り組みは、東京都まかせでほとんどなされていないのが現状です。職業を選択し、新たな家族を作る一步手前の市民予備軍のこの時期になすべき事を検討する重要性を理解し、具体的な施策をとるための計画を盛り込むことが求められています。

(*)ニート(NEET)とは:“Not in Education, Employment or Training”の頭文字をとった英国の造語。ニートの定義(厚生労働省):非労働力人口(働いていないし、働くための具体的な行動もしていない)のうち、15歳から34歳 家事・通学をしていない 卒業生 未婚 に該当する人を指す。

【取り組みの方向性】

1. 自己を知りビジョンを描くための青少年の能力開発支援

人は、自らの夢や目標を設定できてこそ、他人の目標達成をも尊重することができます。また、自分にできること、したいことを自分自身が理解することは、職業選択の際には欠かせない要素となります。キャリア教育という名称で学校教育の現場にこうした要素を取り組む傾向は見られますが、その体制は十分とは言えないのが現状でしょう。

こうした世代を対象としたプログラムやサービスの提供を実施することを考慮し、そのための拠点を新宿区内につくり、学校・NPO・企業・職業安定所等との連携をすすめていくことが望まれています。また、情報だけを提供するのではなく、相談できる場としての機能もこうした世代には必要であり、そのためには自分と近い世代のサポートが最も受け入れられやすい特性も理解する必要があります。 - 10 で提案している「コミュニティ学館」（仮称）等の施設を活かし、青少年が主体的に係わるかたちで、こうした能力開発のプログラムを提供していくとよいのではないのでしょうか。

2. 社会的責任を醸成するための青少年の社会参画の機会づくり

高等学校は、地域との連携は極端に少なくなってしまう。また、区も接触するラインも持っていないため、なかなか係わる機会が得られません。一部区民学生を主たる対象としながら、通学する学生や専門学校・大学を視野にいれた16歳以上の青少年も対象とし、地域と接する機会を通して社会参画を体験し学ぶ機会を提供することは、区への愛着を増し、めぐり巡って新宿区に利益をもたらすでしょう。

具体的には、「市民ジュニア会議（仮称）」を立ち上げ、青少年自らが、社会の問題や自らを取巻く環境の課題を発見し、解決するための方法を模索し、実行するための計画・実施・検証を行う機会を提供してはどうでしょうか。会議の場を通して、自分の意見を表現すると同時に、異なる意見をどのように受け止め、協働していくかを学ぶことは、民主主義の根幹を支える人づくりとして、今後重要になってくると思われれます。区行政や区民はそのための、機会づくりの手伝いだけを行い、必要以上の支援や誘導は控える態度が望ましいでしょう。

3. ニート(NEET)と呼ばれる青年たちへの対応

近年、若者の失業率の高さなどが問題となり、流行語にもなった「ニート」ですが、イギリスの「ニート」と、日本の「ニート」とではその言葉によってイメージされている青年像は全く異なっているという点をまず踏まえて考えておく必要があります。その上でイギリスで、労働政策の対象として作られた言葉が、日本においては、年金制度を根底から崩す原因の根源へと置き換え、「ニート」は社会的に問題であるという風潮が創られてきてしまっていることを、まず認識する必要があります。新宿区としては、今年度、子ども家庭課おい

て若者自立応援事業として「若者自立支援連絡会」を開催し、その施策について検討を始めるところです。その際にも、現在の国や都のすでに実施している施策の中身とその効果をよく吟味し、この言葉でイメージされている青年たちへの対応について考えていく必要があるでしょう。

(第1分科会)

- 5 環境教育を推進するまち

【将来のあるべき姿】

私たちのまちを住み良くしていくには、そこに暮らす全ての人が「住み良い環境」という共通の意識を持つことが必要です。そうした「共通の意識を育てるにはどうすればよいのか」、それがここで提案する解決への方向性です。

最終的には「市民の意識を現在より少しだけレベルアップし実践に結びつける」ことをねらいとしています。このためには市民のだれもが環境保全に対する理解を深めることができるような環境学習プログラムを、身近なところに提供していくことが必要となります。そうした環境学習プログラムを通じて、誰もが気軽に参加することができるような「新宿区のみどりと環境を保全できる持続可能な社会システム」を発信できるものと考えています。

【現状と課題】

学校教育における環境学習

最近の学校では総合学習などの時間を使ってそれぞれ環境をテーマにした学習が試みられており、校舎の屋上や校庭の一部を利用したビオトープ、稲や野菜の栽培、地域清掃、ごみ問題の学習など、区の援助を得ながら教諭の方々の指導ですばらしい成果も得られています。しかしながら一方においては、ごみ問題の教育は受けていても、その子どもたちが公園などで菓子袋をポイ捨てしている姿がよく目にされています。

このように「学校教育における環境学習」は大きな意味合いがありますが、それだけでは「環境にやさしい心」を育むことは難しいと考えます。現在行われている取り組みに加え、それぞれの子どもの学習能力や理解力、学校の設備状況、現在の立地条件下においても導入可能な解決策はないだろうかと具体案を探りました。

地域環境

新宿区には落合水再生センター、環境学習情報センターなど環境を学習できる場所が多く提供されているにもかかわらず、それらは多数の区民に広く利用されるまでには至っていないのが実情です。しかし、地域を核としたコミュニティを築いていくことができたなら、現在問題になっている次の課題が解決できるのではないかと考え、解決策を検討しました。

* 課題として考えられた例

- ・使い終わった食用油や電池、ペットボトルなどの回収システムが、周知されていないため資源循環が進まないという実態があります。
- ・住宅内にごみ収集場所がある集合住宅は、いつどのようなごみを出すことも可能ですが、しかし、それだけに地域のごみ対策については無関心になりがちで

す。カラスやハトは地域ぐるみで対応策を図っていくことが必要です。

- ・自転車を利用する人のマナーの悪さが目につき、また、放置自転車や放置バイクが多い。
- ・外国人に対するわかりやすい案内をすすめ、自分たちの住んでいるまちのことを良く知ってもらふ。視点を変えることで、危険と感じられるまちの改善も進むのではないのでしょうか。

ボランティアの関わり

私たちの身の回りでは CO₂ やエネルギー問題などの専門的な事柄に対して勉強をする機会が少なく、無関心になりがちです。しかし、一方では各界で活躍して現役を引退した方々や、ボランティア活動体験などの知識、経験の豊富な方々がいることも事実です。このような方々の経験を十分に生かせる場所を提供することが望ましく、また、実現に当たっては以下の点に注意した新たなシステムづくりが必要であると考えます。

- ・誰もが気軽に参加できること。
- ・ボランティア活動に参加することによって何らかのメリットが得られること。
- ・ボランティア活動を支える基本システムは行政が中心となり構築すること。
- ・このためには地域において相互協力をいかに作り出していくかが重要です。
- ・さらに大勢の人が参加することによって「面白い、楽しい、またやりたい」と思えるようなシステムを模索していくことが大切です。

【取り組みの方向性】

1. 青少年を中心とした「自然体験環境教育プログラム」の提供と「区民の森」育成

青少年を対象とした「自然体験環境教育プログラム」の提供。

- ・自然や農林業などを含めたみどりに対する体験の機会を子どもたちに提供。
- ・山や畑を持つ地域自治体とタイアップした農山村訪問交流をPTAも共に参加して実施する。

中山間地域(例えば水資源地域)に新宿区による「区民の森」を育成。

- ・「区民の森基金」を創設して財源を確保。また、別途提案されているエコマネーの有効利用も図れるようにする。
- ・「区民の森」では上記「自然体験環境教育プログラム」学習を実施。
- ・たとえば子どもたちを核として区民に親しみを持ってもらうために、小中学生を対象とした卒業記念植樹エリアを設置。

全ての子どもたちの自然体験を保障する。

- ・区民健康村や校外施設などを利用し、その地域の農家の協力を得る。
- ・教師の負担を軽くするためにスクールコーディネーターの協力も得る。

2. 学校教育における環境教育体験学習の導入

授業を活用した体験学習の導入。

すでに一部では実施されていますが、体験学習という点からさらに充実を図ります。また、そのために必要なボランティアの確保などではスクールコーディネーターの協力も得て、教師の負担を少なくします。

- ・千葉県のある学校では上総掘りによる井戸掘り体験を実施しているが、新宿区でも小中学校の校内で井戸掘り体験を実施。
- ・一部の学校でみられる雨水タンクを各学校に設置して、環境、水資源、災害対策などの体験学習に活用。
- ・簡単に大気汚染度を測定できる NO₂ カプセルなどの教材を授業に導入。
- ・校内の樹木を利用した落ち葉を使った堆肥づくりの経験。
- ・小規模なビオトープを全面的に設置し、コストをかけない体験学習。

3. 地域単位に「環境改善センター(仮称)」を開設し、環境改善に向けたコミュニティセンター的な役割を設定

地域センター等のハードウェアはすでに実在しているという実態を踏まえ、ここでは「何をやったら良いのか」というソフト面からの提言です。

センターには地域住民、企業、商店などを主体とするボランティアリーダーが常駐し、まちづくりを支援。

「コミュニケーション」でお互いに顔の見える地域づくりを推進。

- ・近隣(家庭、企業、商店など)を核とした地域ごとのごみ分別学習会等の開催。集合住宅の所有者・管理人に対して入居者へのゴミ排出方法の講習を実施。集合住宅に対する環境インストラクター訪問巡回サービスプログラムの導入。
- ・集合住宅における住民の協働と環境に対する理解向上が目的。自転車マナー教育プログラムの運営(講習会、受講認定証の発行など)。
- ・同時に、新宿区で自転車に乗るためには講習を受けることを義務づける。

4. 「新宿 地域情報センター」の設置による地域(まち)・文化・環境情報の発信

新宿というエリアに「環境学習」という統一したテーマの下にハイキングコースを設定し、市民がまち歩きに参加することで、楽しみながら環境に対する理解を深めてもらいます。そのための情報発信機能を充実させます。

新宿まち歩き支援センターの設立。(地域情報センター内に)

- ・まち歩き散策のために有益な情報の提供。
- ・ガイドブックや案内標識などを充実化。

- ・見学先を発掘するとともに、ルートマップを整備し情報を発信。
- ・ボランティアが中心になり「まち歩き」のガイドを実施。
- ・そのためには文化や環境教育の説明ができるインストラクターを養成。
- ・公共機関や企業、商店が見学場所や休憩場所を提供。

5. 市民参加による「環境保全ボランティア制度」の創設(ボランティア養成・活動)

市民がボランティアを行うことに喜びを見いだせるようなシステムを整備することにより、「環境教育」の裾野が自然に広がっていきけることを目指します。

環境保全ボランティア制度の創設。

- ・ボランティア活動者として新宿区における認証と位置づけの明確化。
- ・委嘱状の発行や帽子、ワッペン、腕章、バッジなど社会で認証される仕組みの構築。
- ・参加実績に応じてボランティारीーダーなどを指導者として任用。
- ・各種ボランティアにわかりやすい名称(愛称)付。
- ・最終的に誰もが気軽に参加できるような制度を構築。

6. ボランティア活動に対するエコマネー制度の導入

別途提案されているエコマネー(「Eco-Ecoに取り組むまち」で提案)を利用し、環境教育全般に対して有効利用を図ります。

- ・ボランティア活動に参加した人(企業、商店も含む)がエコマネーによる「参加ポイント制」などの特典を受けられるような制度を導入。
- ・協力者である公共施設や企業、商店でエコマネーを利用できる環境を創る。
- ・また、エコマネーによるボランティア基金制度を創設することで、「区民の森」育成の資金源とすることを可能にする。

7. 具体的な活動の場の設定

上記(1～6)について、具体的な活動の場を設定することが求められます。新宿区立環境学習情報センターの情報発信機能と連携しながら、具体的な活動の場を設定し行動を始めることが環境教育においても重要なことです。

(第4分科会)

6 子育ての社会化と子育てを核とした地域づくり

【将来のあるべき姿】

新宿区民会議では、少子化や子育て子育ての様々な問題の解決の糸口に、“地域”というキーワードが何度も出てきました。乳幼児期は特にベビーカーで移動できるごく狭い範囲の『地域』が重要であるということがわかりました。

子育ては親子や家庭関係からのアプローチで解決するのではなく、周囲の人に子育てを支えられて育った人は子育てに対しても前向きであり、周囲の支えなく育った人は子育てに否定的であるなど、データによっても明らかになっているところです。同じ地域で子育てしている親達が、「子育ては自分ひとりで担っているわけではない。地域みんなに自分の子どもを育ててもらっている」と実感を持てることによって、「自分の子ども」だけでなく「地域の子ども」を育てようという気持ちが出てくるのではないのでしょうか。

子育て支援の形は、従来の「サービスを提供する側と受ける側」という一方通行だけではなく、子育てを通じて子育て中の親自身が成長し社会性も身についていくような、小さな地域の入口づくりでもあることをよく認識する必要があるでしょう。

支援を受けっぱなしにするのではなく、親に対し自分も支援する側になれるんだといった自覚を促すようなコーディネートができる人材を、今後は育成していく必要があります。区の子育て関連施設の職員はもちろん、区内の子育て子育て支援をしている人々も含め、新宿区に質の高いコーディネーターが多数居ることが理想です。

また、子ども達にとって、身近な自然と触れあい、異年齢の子どもとの関わり、家族以外の大人やお年よりや赤ちゃんとのふれあいなどを経験する場所が不足しています。昔ではごく当たり前だった育つ過程での大切な経験をする場を取り戻すには、地域ごとに集まる場所(居場所)が作られることが理想です。これらの居場所は、地域性や関わる人々の専門性を生かし、画一的なものにせず、行政と地域が協働で運営していきます。例えば外国籍の親子の交流の場であるとか、障がいを持つ方や高齢者も、積極的に利用できるようユニバーサルデザイン(*)に配慮するといった試みを行なっていきます。

現在、地域づくりは様々な場面で盛んに言われています。私たちは、子育て支援の拠点だけでなく、あらゆる地域づくりに子育てや子育ての視点を持つこと、みんなが温かい目で子どもを見守る社会になるよう、働きかけていきます。

誰もが子育てをしやすく、子どもが育つのに適したまちというのは、結果的に自然環境にも多文化共生にもユニバーサルデザインにも対応したまちになります。誰もが子育てを支えてくれる環境(すなわちこれを子育ての社会化と言います)に新宿区が変わっていくことが望ましいと考えます。

(*) ユニバーサルデザインは、すべての人の権利をわけ隔てなく実現するための設計思想といえる。

【現状と課題】

乳幼児は妊娠前～出産～就学までの短い期間に関わらず、施策は様々な管轄や機関に渡り複雑で、年齢別に分断されてしまっています。まず、区役所内の各部署が互いの職場の現場の実情をリアルに把握し、現実的な連携をする必要があります。

例えば、乳幼児期の子どもの育ちの環境が、「親が働いているかいなか」で、「保育園と幼稚園」に分かれてしまうなど、行政の縦割り管轄が、子どもの育ちの環境も縦割りにしてしまっています。同じく、幼稚園や小学校、中学校といった年齢別の縦割り、地域ごとの組織の縦割りなどもあります。多様な管轄や地域性は、それぞれの施設の専門性や地域の特色の良さがある一方で、情報やサービスに格差を生み出してしまっている面もあります。

このような行政管轄の隙間を埋め、届かないきめ細かいサービスを担い、縦割りを横につなぐ役目を、社会福祉法人・地域住民・NPO・ボランティア団体などが少なからず担っています。行政と民間との協働の必要性は認識されていますが、今後はどのような協働のあり方よいか、中身が問われていくでしょう。

一方、従来の行政の子育て支援のあり方は、保育やプログラムの提供、相談など一方通行だけの支援の形が多くみられました。親がサービスを受ける受身の姿勢に慣れてしまっている傾向も見られます。一方通行のサービス提供のあり方を再検討し、困りごとの解決にたくさんの選択肢を自ら導き出せるような支援のあり方に軌道修正するべきです。例えば、託児（一時保育）や保育サービス（延長保育や病児保育）を行うならば、そのサービスにより失われてしまうご近所や友人との支えあいの人間関係を補完するような施策（幼児サークルや父母会の支援、地域との連携）を平行して行なうことも必要です。

また本来は親同士がつながれる体制を整えておけば、多くの悩みはピアサポート（親同士のサポート）で解決することが出来ます。特にひとり親家庭や双子など多胎児家庭、障がい児を持つ家庭、外国人家庭などは、当事者同士がネットワークすることで、簡単に解決できる悩みも多いと言えます。行政は、当事者への直接的な相談事業や間接的なネットワーク作りのような支援など、行政が責任をもってやるべき範囲と、その他の主体に委ねる範囲をよく検討する必要があります。

また、地域の居場所作りは、子育ての終わった世代やこれから子育てする世代と子育て子育て世代の交流も期待され、知恵の伝承や得意な分野を生かした相互サポートにつながります（ファミリーサポートサービス、介護ボランティア、青少年のボランティアなど）。

居場所づくりには、場所の確保や資金調達も大切ですが、担う人、コーディネートする人、その他人材の養成が必要です。また、居場所へ集う人たちや、居場所を取り巻く地域の人たちに向けて、居場所への理解や必要性、現在の子どもや子育てが抱えている課題への理解と協力を求めることも必要でしょう。

【取り組みの方向性】

1. 子育ての連続性・多様性に対応するため、運営主体を越えた現実的な連携の促進

現状と課題で述べたとおり、まず、行政内部の施設や担当者間の協働・改革が必要です。また、子どもが成長しても各機関が継続的に関わっていくためには、現在は異動が頻繁である児童館・幼稚園教諭・保育士・子ども相談等の関係者が、地域で子どもの育ちを見届ける観点から、人事異動する際に配慮を求めたいと思います。

2. 必要なところに必要な情報やサービスが平等に届くため、子どもに関する管轄の統

行政内部の施設や担当者間の協働・改革を進めるには、現在の縦割りのしくみをつなぎ、子育てや子どもに関する管轄を超えた情報を一元的に集約する『(仮称)子育て情報課』のようなものを提案します。また、各部署においてはこの(仮称)子育て情報課と連携する担当者を配置することが求められます。

同様に、役所内の協働の推進、子どもの権利で述べたような教育や子どもの権利侵害などに対する監視や評価を行い、行政内で改善を命じる権限のある部署の創設が必要です。

また、区報や町内会を通じたお知らせ、ホームページなど、従来の情報の伝達方法に加え、子どもの利用の多い公園に子育て専用情報掲示板の設置を提案します。

3. 地域で子育て子育て支援するボランティアや NPO(以下支援団体)との積極的な連携

資源：行政が持っている資源や施設を支援団体に提供できるよう、柔軟な施設運営を提案します。

人材：職員の研修の一環で支援団体等を見学したり、一定期間出向するなど積極的に出向いたり、必要に応じて職員研修に支援団体の人材も参加させるなど、より踏み込んだ交流を提案します。

情報：区が行っている様々な施策・サービス・助成等を支援団体が効率的に活用できるよう積極的な情報提供を望みます。また、新しい施策を計画するときは、計画段階からすでに実績のある支援団体に意見を聞くなどといった取り組みが必要です。従来の行政の調査では現れて来ないような区民のニーズや区民が直面している問題を、どれだけ担当者が理解して計画に反映できるかが問われます。

資金：資金や人材の確保に課題を抱えている支援団体も多いのが現状です。新宿区にとって必要な活動をしている団体が、自立し継続的に活動していくためには、資金面での援助も必要です。

4. 保護者のつながり作りへの積極的な支援

親としての社会経験の第一歩である「乳幼児サークル」や「学校の PTA 活動」は、児童館職員や学校教員が積極的に支援していますが、これと同等に「保育園の父母会」や、「幼稚園の PTA」、「学童クラブの父母会」なども大切なネットワーク作りと位置づけ、各施設の職員には活動の活性化の支援を望みます。保護者の地域参加や、区民の活カアップ、親の社会力アップも、まずはこうした活動が、第一歩となります。

5. 子どもが豊富な体験・経験をする育ちの場(居場所)づくり

公園、路地裏や商店街の一角、学校その他の跡地、個人の住宅、マンションや企業の会議室...など、多様な場所で子どもたちは育ちます。子どもを完全に閉め出すのではなく、条件に合わせ、プレーパーク的なもの、サロンのもの、講座的なもの、特にプログラムのない居場所...など多様な形で「子どもの居場所」を用意できたらいいのではないのでしょうか。運営方法も、行政主導だけでなく、民間が主導のもの、子ども達が自主的に行うもの...など、多様性を認めます。これらの居場所は、先に制度や空き施設ありき...で計画するのではなく、現場や地域の実情に合わせて計画しなければなりません。特に新宿区の特性を考えるなら、外国籍の親子の情報交換の場所や、多国語の環境のひろばや職業体験など、地域ごとのニーズにあった形に作れるようなしくみが必要です。

また、同じ居場所でありながら、運営主体が行政か民間かで、条件がまったく異なるような不公平は是正し、専門職の継続した雇用が可能なように、委託・補助について、検討を進めます。

6. 新宿に育つ子どもが豊富な体験・経験ができる生活環境づくり

日常の生活圏という意味の居場所も今一度検証の必要があります。学校の登下校や日中の外遊び、ベビーカーでの移動など、子ども達の目線に立ち、建物の配置、道路の舗装や街路樹、植込み、路地など、環境整備のあり方を、地域で子どもを育む視点から今一度見直し改善します。

子どもの利用の多い公園は、いくつかをモデル公園に指定し、土や草や木や虫など身近な自然と触れ合えるための公園にします。

7. 子どもの育ちの場を見守る地域の人材づくり

居場所の運営を担う人材：子育てサポーターを養成し、養成されたサポーターが継続的に担えるよう、一定程度の報酬も確保するしくみをつくります。

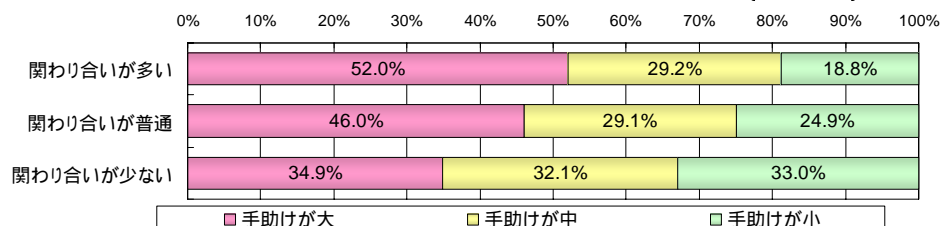
居場所づくりを見守るための人材：それぞれの居場所づくりの支援や、他機関との連携を、問題解決を行なうソーシャルワーカーのような「(仮称)居場所ファシリテーター」を養成し、配置します。

多世代のつなぎ役：地域や様々な年代の人から信頼される人材の育成をします。
 特別な配慮が必要な親子をサポートする人材：障がい児や外国籍の子どもをサポートする専門的な知識や通訳などの技能を持つスタッフの養成をします。

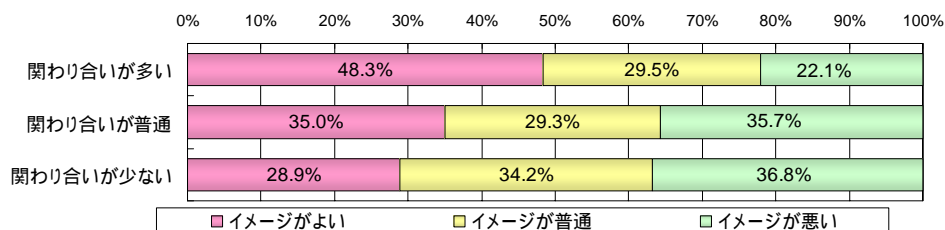
子どもの頃の近所の大人との関わり合い

子どもの頃に近所の大人との関わり合いが多かった人ほど、周囲の手助けを多く得ている。
 近所の大人との関わり合いの多い中高校生は、子育てに対するイメージがよい。

子どもの頃の近所の大人との関わり合いと子育てにおける周囲の手助けの現状（子育て層）



近所の大人との関わり合いと子育てに対するイメージ（中高校生）



資料：財団法人こども未来財団「子育てに関する意識調査」（2004年） 14

7 母親、父親として、働く者として、地域人としての多様な生き方設計支援

【将来のあるべき姿】

国内でも有数の人口の流動が激しく、外国人登録も多い新宿区が、今後よりいきいきと活気あふれるまちであるためには、住民おのこの文化や世代間の違った価値観を認め合い相互に支援しあい、多様な人々が共生できる地域となることが必要不可欠です。

それぞれの人の背景には様々なものがあり、表面だけではわからないことを知り、その人が選択した今をみな懸命に生きていることを認め合えるまちであってほしいと思います。

かつての「仕事か家庭か」の狭い選択肢のなかで生きる生き方から、どの人も多様な選択肢のなかから自分の価値観で生き方を選べる時代になりました。誰かが誰かの犠牲になって生きるというのではなく、お互いがやりたいことができ、時にはお互いが譲り合いながら暮らせる環境が求められています。そのためには、住民や企業・行政が、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の両立・職場と地域活動の両立)」の考えを理解し、その推進に協力していくことが大切です。

この場合、特に次世代を担う子どもを育てるという大きな仕事に取り掛かろうという若い人に対しても、配慮が必要です。時には、親の自己実現が、必ずしも子どもの成長発達とかみ合わない場合も生じています。親の生き方が多様になれば、親の力だけでは子育てしきれない部分もでてきています。けれども、親の多様な生き方の元で子どもの育ちが阻害されることがあってはなりません。子育てにおける親の責任とは何なのか、地域や社会で支える部分は何なのかの問い直しが、繰り返さなければなりません。それを踏まえ、親に対し生活を見直すことに気づいてもらう働きかけや、親の力では足りないところを、子どもを社会の宝として地域で育て支えるような、仕組みづくり・まちづくり・人づくりをしていく必要があります。

人に助けられた体験は、自分は目に見えないたくさんの人々の助け合い・支えあいの中で暮らしていることを実感させてくれます。そして、いずれ今度は助ける側に回りたいという気持ちを醸成してくれます。この助け合いの循環を形成していく力は、子育てだけでなく、介護やそのほかの生活場面や地域社会での相互支援の力となっていくでしょう。

【現状と課題】

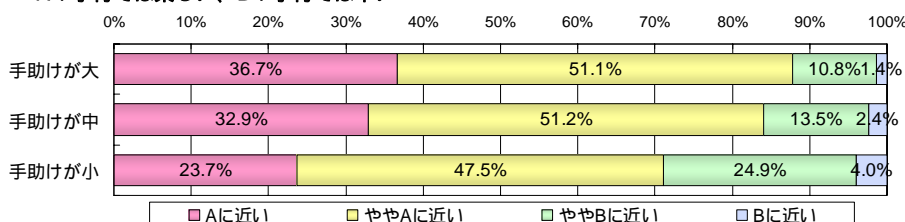
かつて子育ては母親だけでなく、大家族の中や近隣の人間関係の中で支えられてきましたが、核家族化や都市化が進む社会では親だけが負わなければならなくなっています。子育ての先輩から話を聞く機会もなく、どうしていいのかわからずにつらい思いをしている親がいる一方、おせっかいを焼きたいという人たちもいます。この両者をうまくコーディネートするしくみが必要です。

周囲からの手助け状況と子育てに対するイメージ

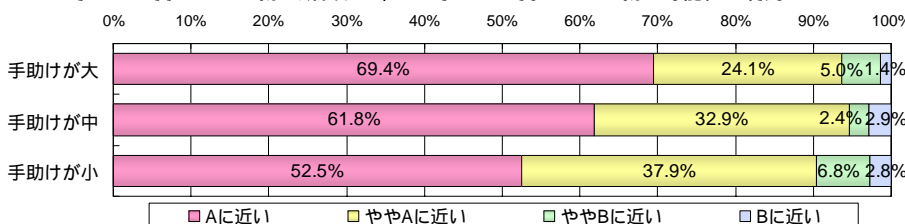
親族や友人・知人、近所の人からの手助けが小さい層で「子育てを辛い」と感じる傾向が高く、逆に手助けが大きい層で「子どもを持つことで親も成長する」というイメージを持ちやすい。

子育て層（女性）の子育てに対するイメージ

A：子育ては楽しい、B：子育ては辛い



A：子どもを持つことで親も成長する、B：子どもを持つことで親は可能性を制約される



資料：財団法人こども未来財団「子育てに関する意識調査」（2004年）13

（財団法人こども未来財団「子育てに関する意識調査」（2004年））

実際の育児生活が始まる前から、子育てについて学ぶことや情報を知ることがその後の安心につながり、すべての親になる人に保障されるべきですが、現状は十分ではありません。また情報があればよいというわけではなく、仲間と出会ったり、子育てや自分の人生について学ぶ場も必要です。

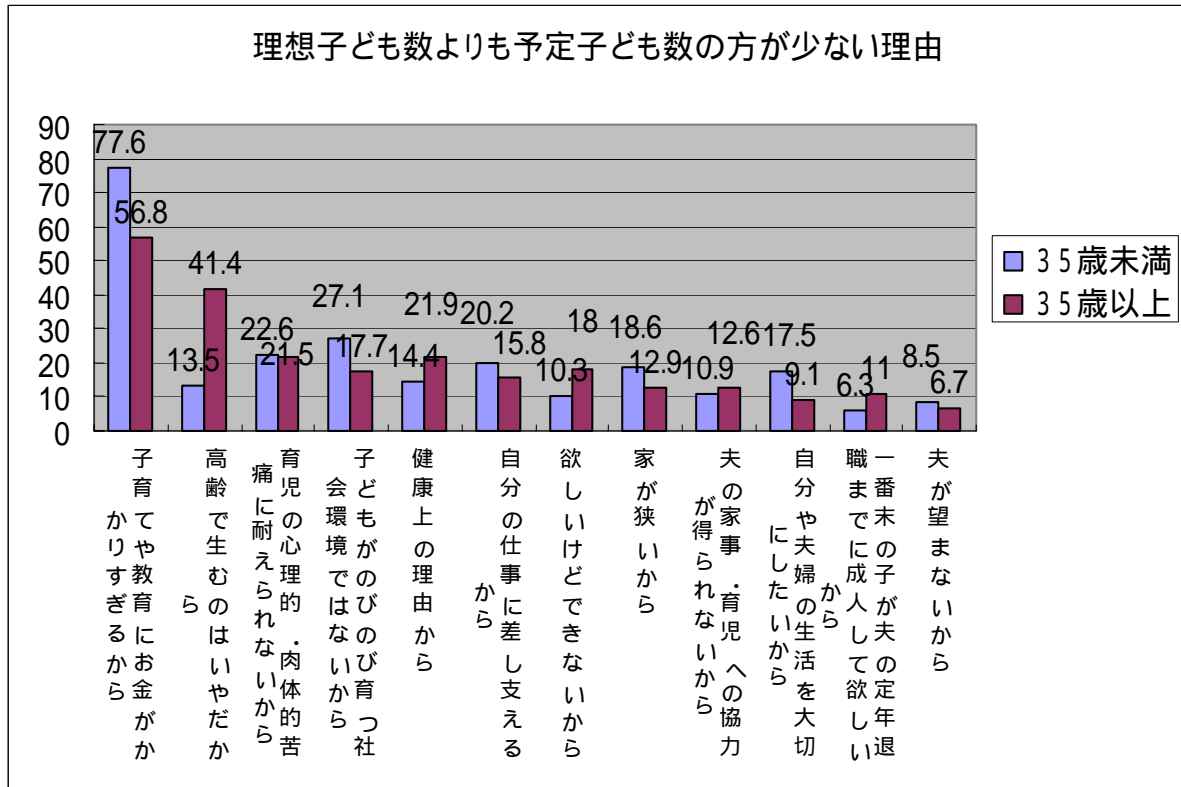
区立幼稚園では、家庭教育学級等が比較的充実していますが、未就園児の保護者向けのものは少なく、保育園では家庭教育学級のような機会がほとんどありません。親たちが気軽に参加できる学びの場が必要です。

また、働く母親はもちろん、父親もわが子の子育てや子育てを通じた地域行事などに参加できるようなしくみが求められています。

更に、団塊世代のように仕事一筋の現役時代を送った人が仕事を離れたあと有意義にその力を地域に還元するしくみは必要ですが、現状では、退職して急に地域活動になじむのは難しいようです。

本当はもっと子どもが欲しいけれど、子どもに十分な教育させてやりたいと考えたと現状が精一杯と、経済的なことを理由に理想の人数の子どもを持たない人が少なくありません。年金、介護、医療といった社会保障費の若い層の負担は家計を圧迫し、もっと子

子どもと一緒に過ごしたくても働かないと生活が苦しいという悪循環が続いています。



資料/国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(2002)

晩婚化が進み、それなりのキャリアを積んだ母親たちの中には、ひとりで子どもとだけ過ごす生活に欠落感や取り残されたような不安を感じる人もいます。将来働きはじめたいと考えても、正社員で男性並みに働くには家庭へのしわ寄せが大きく、パートで働くには報酬が少ない。選択肢の少なさが、母親の社会復帰を遅らせている現状があります。

また、PTAなど地域活動に関わる人とそうでない人の格差も激しくなっています。家庭の事情がこれだけ多様化するなかでは、同じ親の立場で子どもの育ちを考えようにも足並みがそろわない現状があります。

最後に、新宿は特に外国人の人口の占める率が高いのですが、地域によっては、子育て支援やその他生活上の相談情報が5ヶ国語で印刷されるなど地域住民が大変な努力をされていたりする一方で、情報伝達の仕組みが不十分なため、せっかくの情報が活かされず情報格差が生まれ、不利益を受け十分な地域生活が保障されない層が存在しています。

【取り組みの方向性】

1. 国際都市新宿にふさわしく、子育て情報を多言語で提供していく

多様な国や言語をもって新宿に住む少しでも多くの親のために子育て情報や生活情報を多言語で発信していきます。この活動は行政が中心となりますが、区民ボランティアを育成しながら地域住民を巻き込んだ活動を展開することで、日本人の住民と外国の言葉を持つ住民との交流が図られ相互理解が促進されます。

2. 出産直後に初めての土地や育児に戸惑わないため、妊娠中から地域の情報や先輩からの育児の学びの機会をさまざまな形で提供する

伝承したい育児情報を伝える情報誌(おせっかい本)の発行(多言語での発行)を計画します。この際、区が公募で編集委員会を立ち上げます。

『はじめの一步助っ人(仮称)』(地域住民による子育て支援ボランティア)の養成と活動の推進を支援します。『はじめの一步助っ人』は、保健センターと協働で活動する住民ボランティアです。新生児訪問などに同行し、様々な育児サービスの情報や地域情報の提供を行います。将来的には、助っ人された人がやがて助っ人する側に回るといった地域支援の循環が起こることを期待します。

保健センター・子育て支援施設などで地域住民が参画する出産前の親教室の回数や曜日などさらに充実させ、特に父親の参加促進を図ります。

3. 出産直後から2歳までの育児負担の大きい時期の訪問育児支援・訪問相談を充実させる

産後ヘルパー利用を一定回数無料化し、誰でも産後支援を気軽に受けられるようにするとともに、産後ヘルパー支援が受けられる期間の延長をおこないます。これによって、早期の産後うつなどの予防発見が図られます。

訪問育児支援サービス(産後ヘルパー利用期間以降)を2歳ぐらいまで延長し、訪問支援や相談体制を充実させます。継続した支援や転入による要支援家庭の早期発見や育児不安軽減のサービスが充実させます。一定の無料実施があれば気軽に利用できます。

4. 地域に頼るだけでなく、保護者当事者が子どもの成長とともに子育て支援の担い手として、地域で循環していく仕組みづくりをつくる

企業や地域の先輩を巻き込んだ企画を検討する当事者の親たちが主体の実行委員会を立ち上げます。内容は子どもの遊びと子育て・親育ちのワークショップの実施で、当事者が中心でありながら様々な地域や専門家の支援を受けられるようバックアップします。父親中心の会も実施し、父親の仲間育成も支援します。

地域の人も教育委員会などを通じ親に向けた講習会(食育・しつけ・そのほか)の実施を行い、区はその活動支援(会場・経費・広報など)を行います。

5. 多様な生き方を認め合い、選択を考えられるための生涯学習の機会を提供

子育て支援に関係する機関が主催して、父親同士の仲間作りを進めたり、子育てにどう取り組んでいいかわからないとか、育児に関心の薄い父親向けにワークショップや学習会を実施します。

教育委員会主催で、働く母親・父親をはじめとする勤労者、退職者などに対し、地域人として活動するための講習会を実施します。

子どもの権利委員会などが主催し区が全面後援し、子どもの権利に関する大人向けの学習会を開催し、子育てや子どもの活動に住民が関心を持てるような取り組みを行います。

子どもの家族と地域そして仕事を充実させるためのワーク・ライフ・バランス講座と啓発活動を住民・企業向けに開催します。

6. 子育てを重点に取り組みたい専業主婦の社会活動参加のための支援

PTA 活動やその他ボランティア活動、パートタイマーの仕事といった社会参加活動が実現するために、手軽な料金と気軽な手続きで一時保育を頼める先を確保します。

将来的に就職したい専業主婦のための資格・技能取得支援(情報提供・研修など)の場をつくります。また、公共職業安定所と連携し、子育て中でも就労可能な求人をわかりやすく紹介できる仕組みを作ります。

子育てサークル活動や・子育て支援サービス(ファミリーサポート・子どもショートステイ・養育家庭・訪問育児支援サービス)・介護訪問ヘルパー活動など有償ボランティア活動の紹介を充実させ参加を促進します。

7. 就労中の親も地域活動・地域生活に取組みやすくするための支援

就労中の父親や母親が PTA や健全育成などの地域活動に参加できるよう、実施団体は活動実施日の検討をします。区や企業は夕方から土・日に使える施設や会議室などの提供、あるいは託児を相互支援できない場合には必要に応じ、参加者の子どもの一時保育を企業のボランティアで支える(あるいは補助する)活動が広がるよう区は事業者などに協力を求めています。

8. 子どもをたくさん生み育てたい人が、もう一人いても大丈夫と子育て支援策を実感できる、医療や教育面での経済的な支援

公立・私立幼稚園の保育料保護者負担一律化。

幼児期の教育の機会が区民一律に保障されるのが望ましいのではないのでしょうか。そこで、費用負担の一律化が必要です。保護者負担が一律となれば、保育の内容や自宅からの距離など、家庭に入園選択の幅がひろがります。公私幼稚園相互の保育内容の充実や向上も期待され、3歳児保育利用希望者の待機児童解消にもつながります。

子どもに万が一のときに安心して病院にかかれるよう、現在6歳まで実施されている乳幼児医療費補助制度の対象年齢を拡大させます。まずは義務教育終了を目標に、18歳未満までの拡大を目指しますが、補助の内容・対象・制限などについてはばら撒きにならないよう、今後議論を進める必要があるでしょう。

(第1分科会)

- 8 誰でも、いつでも安心して介護を受けられる新宿

【将来のあるべき姿】

介護が必要になっても安心して暮らしていけるまち新宿

高齢社会が進む中で、誰もがいつか介護を受ける可能性がますます高まってきています。また、家族など身近な人を介護する立場になる可能性も大きくなっています。介護を受けることが必要になった時、それを負担に感じたり不安を抱いたりすることなく暮らしていけるようにすることは、これからの地域社会づくりにとって最も重要な課題のひとつです。

社会的な介護負担が増す中で、一人ひとりが自分の健康保持や介護予防につとめ、自立した暮らしを維持することが重要な課題になっています。この課題の認識や対応のためには、個人の努力とともに、地域社会全体での取り組み、とりわけ身近である新宿区の役割が重要であります。

それぞれの人々が心身ともに健康を維持して自立して暮らすという自覚を持つとともに、介護が必要な状態になったら気兼ねなく安心して介護を受けられるような社会の実現を目指すことが重要です。

地域交流を活性化し、顔と顔の見える地域の中で、安心して暮らせるまち新宿

少子化や核家族化が進み、単身世帯も増加する一方、近隣とのつながりも希薄化し、介護や子育てなどの問題を抱えた人が一人で悩み孤立することも多くなっています。気軽に挨拶し話しのできる近隣の関係は、自然な形の見守りによる問題の早期発見や必要な知識・情報の提供、自然な相互援助、地域活動への参加などの基礎になるものです。私たちは、近隣での顔の見える関係こそ、誰もが安心して暮らせるまちづくりにつながっていることを、あらためて認識する必要があります。

公的介護保険制度の仕組みを、利用者や区民の声を十分反映させて改善していけるまち新宿

公的介護保険制度については、介護の状況を大きく改善する一方、さまざまな問題点も指摘されています。介護保険料やサービス料の上昇について、不安を抱いている人が少なくありません。また介護保険外の介護サービスについても、よりいっそうの充実を望む声も多く聞かれます。私たちは、自治体レベルで可能な改善策について、行政や介護事業者が利用者や住民の声をよく聞くとともに、民間福祉活動とも連携しながら、いっそうの制度の改善やより良い運用に努めていくことを望んでいます。

【現状と課題】

< 介護者 >

公的介護保険制度ができてから改善されてきているものの、在宅介護者はさまざまな身体的精神的負担を抱えています。特に老々介護も増加し、介護疲れで介護者自身の健康を損なうことも少なくありません。また、介護者の自殺や、介護している方への虐待につながることもあります。介護者のメンタルケアや地域の介護力の向上といった社会的支援が必要です。

< 健康増進・介護予防 >

心身ともに健やかで、快適な生活を送るためには、それぞれの人の自助努力による健康管理が必要です。また、転んでケガをすることで、寝たきりになったり、閉じこもりになることで、介護度も増すことがしばしばあります。

< 介護についての情報提供 >

「こういうサービスがあれば」という話が出ると、実はすでに区がサービスを行っているということがよくあります。区だけでなく、NPOや民間事業者などサービス提供が多様化し、複雑化する中で、住民が必要な情報、正確な情報を見つけだすことが困難になっています。

< 介護サービス >

介護を受けることへの気兼ねや不慣れであるための不安を感じる人がいます。また、満足できる介護が受けられなくても、「自分が大変な面倒をかけているから」と我慢してしまう人もいます。また、介護サービス事業者の問題では、勤務経験の差や、教育体制の差などで、提供されるサービスの質にばらつきがあるという苦情も多く聞かれます。

在宅介護者や介護を受けている方の望む介護サービスと、事業者や行政から提供される介護サービスが一致していない場合も多くみられます。その結果、本当に望まれているサービス・施設と、提供されるサービス・施設にギャップが生じています。

< 地域交流の活性化 >

多くの人は、地域とのつながりの大切さを感じていますが、現実には少子化や核家族化の進行、単身世帯の増加、あるいはドアロック付きマンションの増加などによって、つながりが持ちにくくなっているのが現状です。

また、個人情報保護が重視されるようになってきている中で、民生委員など、地域で福祉活動を行ってきた人たちが、介護や見守りが必要な人を発見する活動が困難になってきたという指摘があります。

【取り組みの方向性】

1. 基本的な考え方

私たちは、自分が介護を受ける身になった時、安心して介護が受けられるよう、また家族介護者となった方の願いを実現するために、区長を先頭に、区職員が区民と共に「誰でも、いつでも安心して介護を受けられる新宿」の実現化に向けて、希望の持てる社会づくりに力を注ぐことを前提に提案している。

これらのすべての項目を実現するのは簡単なことではないと理解しているが、「国・都の制度だから」「前例がないから」といって終わらせるのではなく、実現する方向で行政と住民と一緒に考えていくことこそが、最も重要だと考えている。

また、これらの提案が10年後に実現されればいいということではなく、緊急度、優先度を考え、必要があれば直ぐにでも取り組んでいくべきと考える。

2. 家族介護者への支援

・ 家族介護者の支援には、介護者の身体的疲労が大きいのでその軽減をはかるとともに、介護してきた人を亡くした時の喪失感を癒すといった精神的なサポートなど、きめ細かな方策を講じる。

・ 介護者の苦悩や不安など切実な課題を軽減するためには、介護経験者やカウンセラーなどの専門家との相談による精神的なサポートと、介護教室・介護者家族の会などの開催により情報交換の場を積極的に設け、重層的に強化していくべきである。

特に老人性認知症などの対処を間違えると症状が進み、家族の精神的苦痛をも増すことになる。対応策として早急に勉強会や経験者のネットワーク作りなどの改善に着手すべきである。

・ 在宅の家族介護者への経済的な支援を含め、既存のサービス体系にとらわれない、先駆的な新宿区独自事業により、有効な支援を積極的に推進する。

3. 在宅と施設の連携

・ 介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活できる環境の整備につとめる。例えば公共の土地や施設の有効利用、小規模なグループホームの整備、多世代同居のすすめなど、刺激と見守りがある生活を過ごしてもらうことを考えていく。

・ 入所型施設について、必要なサービス量を新宿区内で対応できるよう、設置に取り組むべきである。

・ 歩いていける身近な距離にある既存のこまぶき館をバリアフリー化し、使いやすいものにし地域活動の拠点として有効活用ができるよう改善すべきである。

・ 民間事業者による社員寮や社宅などの買い上げにより、グループホームや小規模多

機能施設の誘致を行うなど、民間活力の積極的な導入を進める。

4. 公的介護サービスの改善

- ・ 今後確実に増加する社会的介護にかかる費用で、介護保険料、サービス利用料が上昇し、区民一人一人の負担が重くならない仕組みの検討が必要である。
- ・ サービス利用手続の簡素化や業務の効率化を図り、必要とするサービス・施設が直ぐに利用できるような制度の改善をすべきである。
- ・ 病気や緊急時にも対応できる柔軟なサービス体制を確立するためにも、受入施設のネットワーク化を図り、利用状況の把握に努める。
- ・ 経済的な理由により介護サービスが受けられない、自ら制限するといったことが起きないように、低所得者対策を充実させる。
- ・ 介護保険制度の財政や仕組みについて、区民に対するわかりやすい情報公開をし、説明や意見交換の場を地域で頻繁に開催し、介護保険制度の理解を促進する。
- ・ 行政の福祉担当職員の専門性を高めることができる人事配置や研修体系を確立する。

5. マンパワーの強化に向けて

- ・ ケアマネージャーやヘルパーの資質を向上させ、社会的な介護力の強化に努めるとともに、研修や連絡調整を行うような機関を作ること検討する。
- ・ 介護サービスに従事する方が、継続して働き続けることができるよう労働環境等についても充分チェックする。
- ・ 地域全体で行政や民間福祉サービスの質の向上を促すために、制度としての事業評価システムの他に、民生委員や地域の関係者などの第三者による監視や評価、勧告ができるような仕組みを地域レベルで確立する。

6. 健康増進、介護予防への取り組みの促進

- ・ それぞれの人が暮らしの中で、生活習慣病を予防したり、転倒・骨折しないよう気をつけるよう意識の向上をはかる必要があり、そのための啓発に力を入れる。
- ・ 個々人の健康状態が把握できるよう、自治体として高齢者向けの健康診断や健康管理の体制を整備し、これらの事業が多くの方に利用してもらうように取り組んでいく。
- ・ 健康維持や介護予防を望む高齢者のために、健康維持のトレーニングや体操、レクリエーションを行なえる仕組みをつくる。そのために、高齢者が歩いていける場所に拠点を設け、ボランティアや地域の協力者からなる指導者、運営者づくりの体制を整える。
- ・ さらに、介護保険料を納めている人を対象に、介護予防につながる健診等の仕組みを考え、実施することで、早い段階から介護予防に取り組んでいける体制をつくる。

7. 介護に関する情報提供の仕組みの改善

- ・ 自分が介護を受けるとき、家族を介護する必要が生じたとき、自分や家族が必要とする介護を安心して受けることができるよう、従前から介護に関する教育・知識を学べるよう啓発システムを作っていく。
- ・ 身近な地域の中で、気軽に介護について情報交換ができる場所、交流できる場所を設けていく必要がある。この場所を核として、公的サービスか民間サービスかを問わず、相談に訪れた人が介護に関するサービスや資源の有効な情報と適切なアドバイスが受けられるような拠点整備が望まれる。また、介護だけでなく、子育てや地域に関する様々な問題に関する情報交換の場として利用されるよう考えていくべきである。
- ・ 集められた情報を、必要とする人々に発信していく仕組みとして、例えば新宿区独自のケーブルテレビを活用し、新しい情報提供の媒体を考えていく。

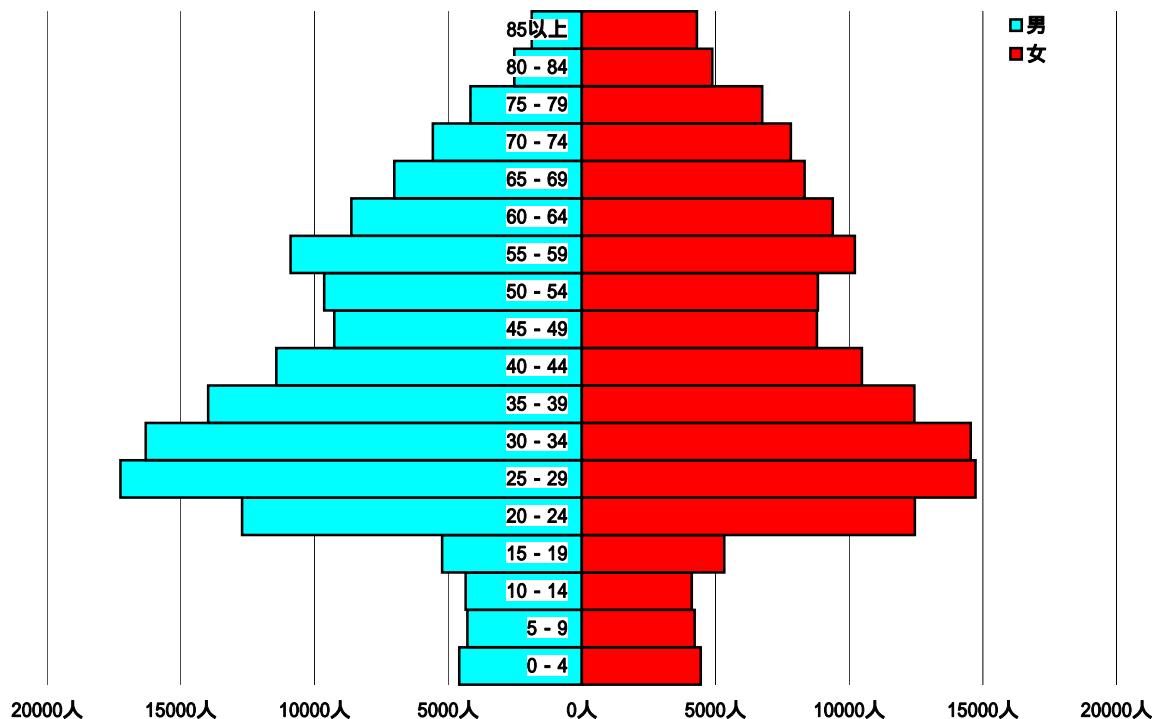
8. 地域交流の活性化

- ・ 介護ニーズの発見や介護の支えあいという点で、近隣づきあいの重要性を見直すべきである。身近な地域で人のつながりや社会参加活動をコーディネートする役割を果たす人材の育成をはかる必要がある。とくに、元気な高齢者や、今後地域に戻ってくる団塊の世代の活躍が期待される。
- ・ かつて「むらさき手帳」が民生委員と高齢者をつなぐ重要な媒介機能を果たしていたことを参考に、個人情報の保護に充分努めながら、新たな媒介の方策を考えていく。

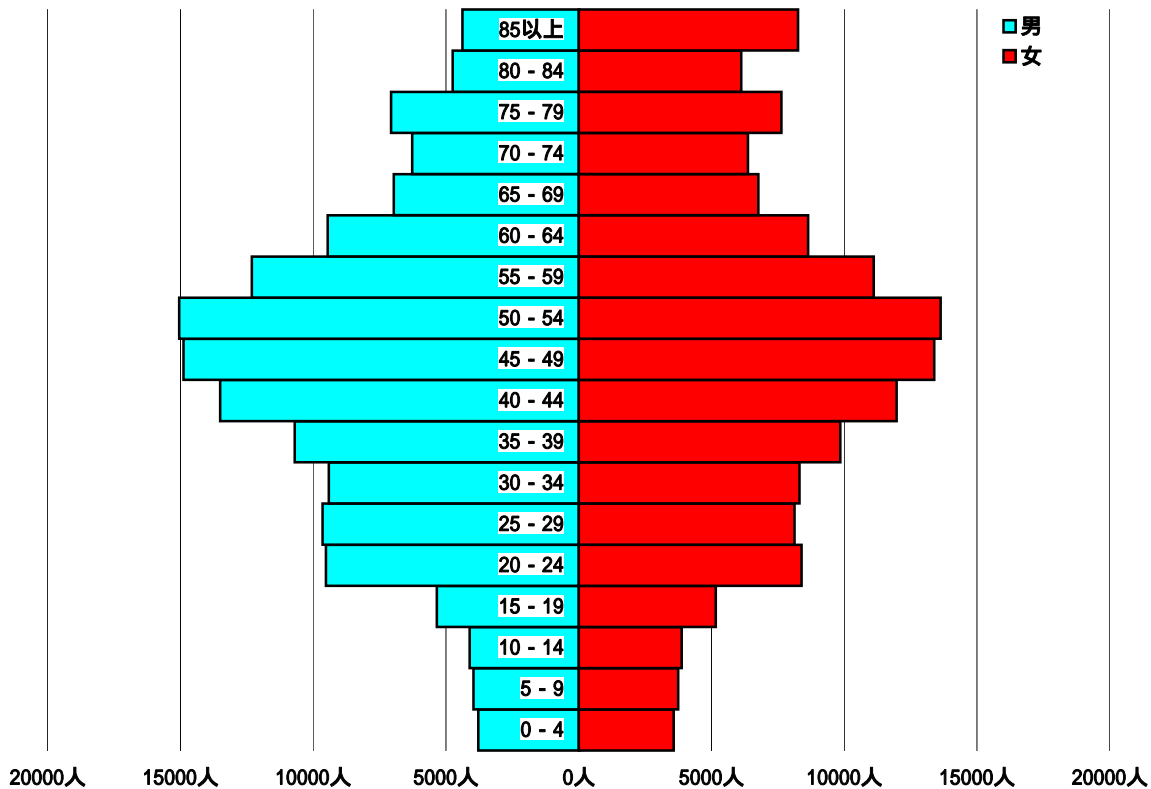
(第2分科会)

今後の年齢別人口の推移

男女別5歳区分別総人口構成（平成17年）



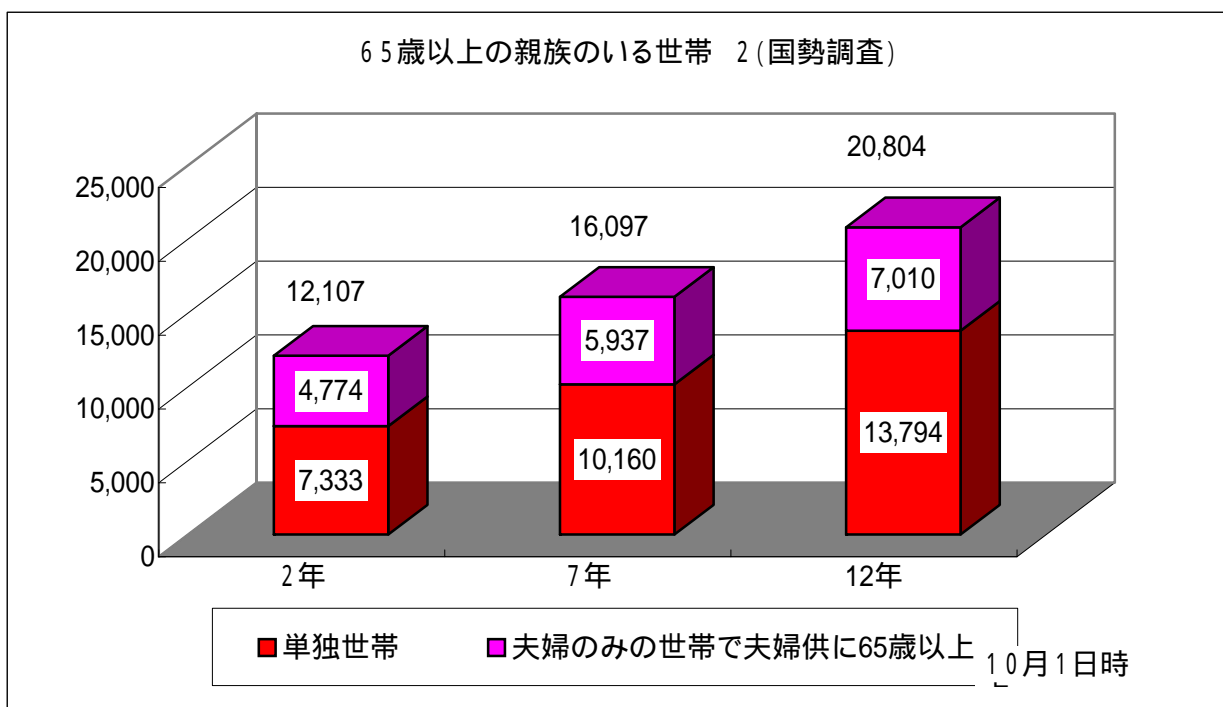
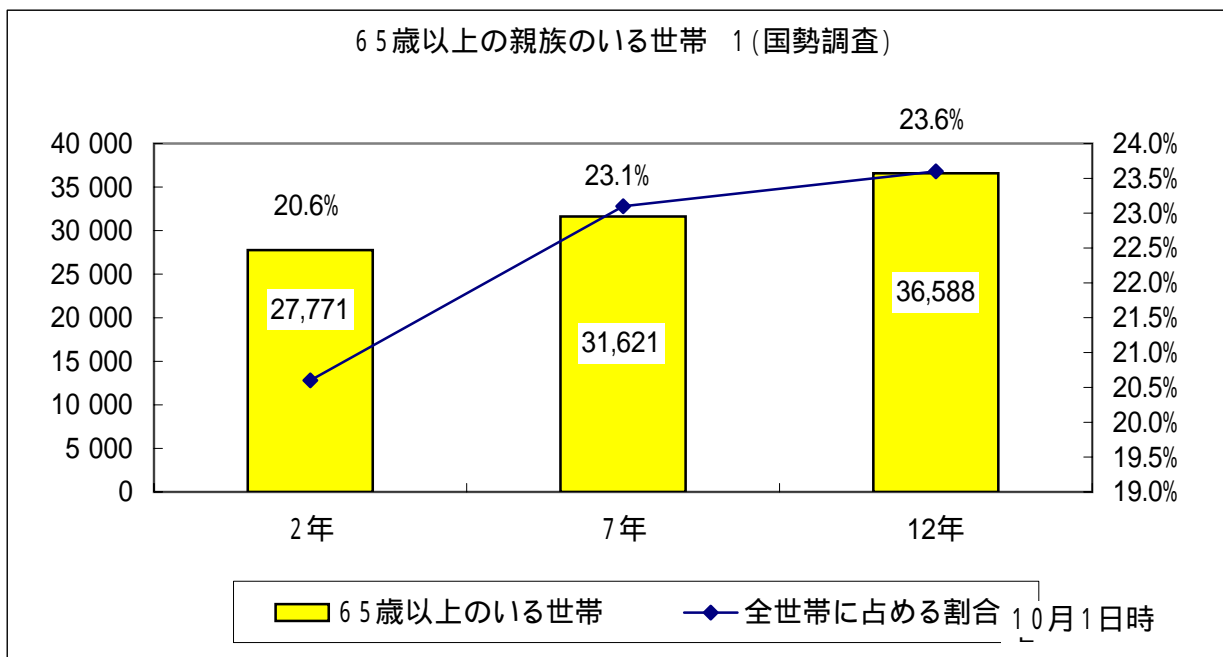
男女別5歳区分別人口構成（平成27年 推計）



国立社会保障・人口問題研究所の平成15年12月推計によると、平成27年度における新宿区の年齢別人口構成では、高齢人口率は21.7%となり、人口の4.6人に1人は高齢者という事になります。

一方生産人口は、69.8%に、年少人口は8.4%まで低下します。

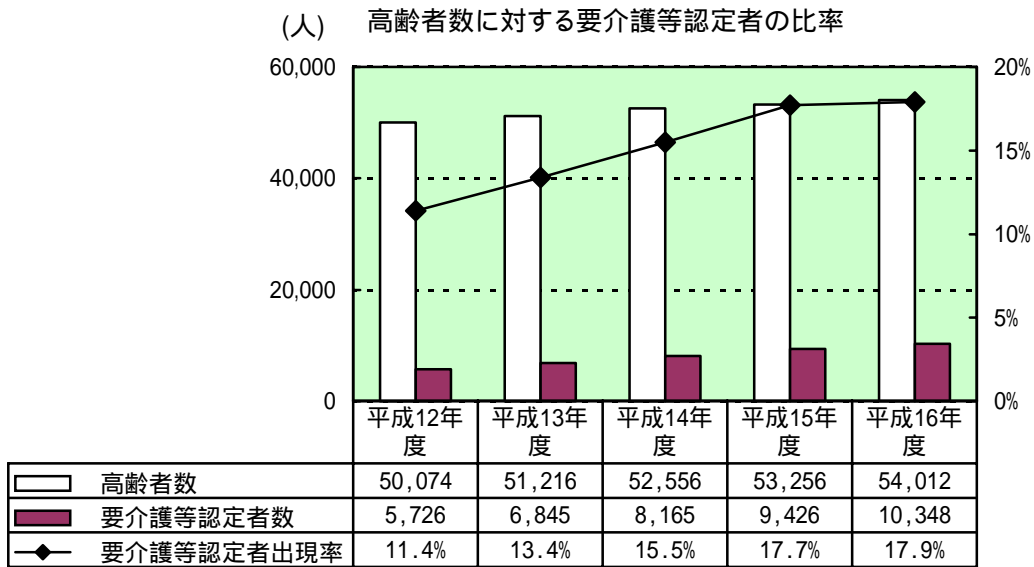
高齢者のいる世帯



国勢調査によると、高齢者がいる世帯は平成12年10月1日時点で36,588世帯で全体の23.6%を占めています。このうち、高齢者一人世帯、夫婦のみ世帯で夫婦共に高齢者の世帯はそれぞれ、13,794世帯、7,010世帯、合わせて20,804世帯となります。高齢者のいる世帯の半数以上(56.9%)は、高齢者だけで生活していることになります。

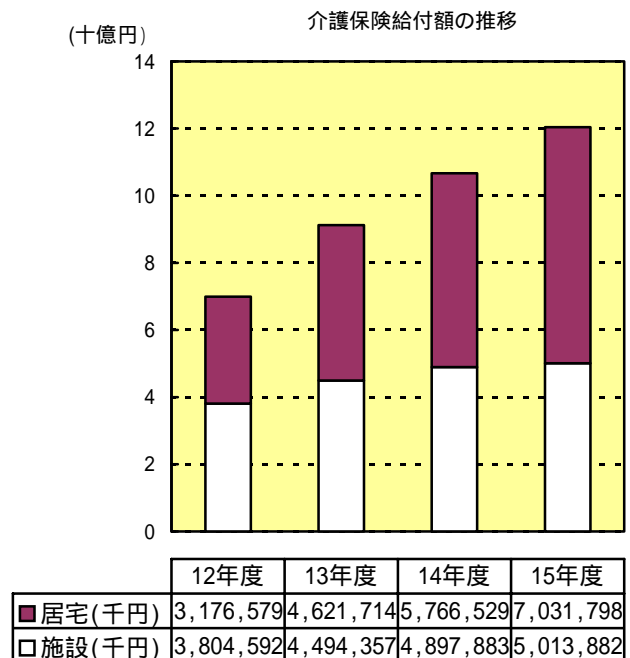
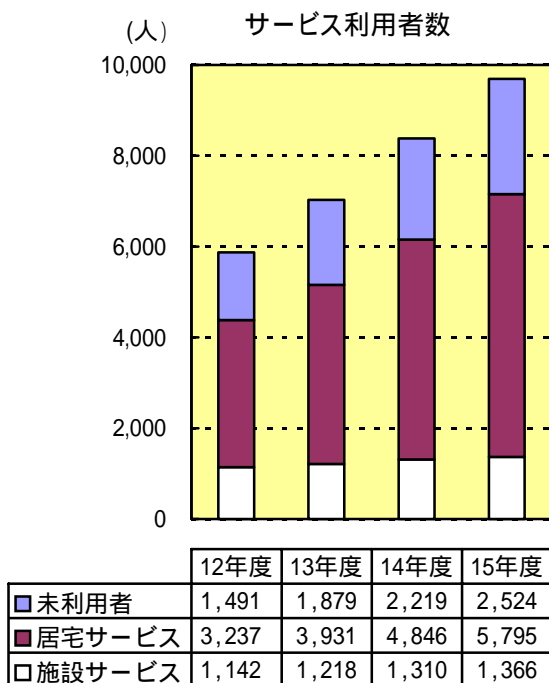
介護保険

実績等の増減傾向（年度末現在）



表中の要介護等認定者の出現率は、高齢者数（第1号被保険者（65歳以上）数）に対する第1号被保険者の要介護等認定者数の割合。第2号被保険者（40歳以上65歳未満）は含まない。（介護保険事業状況報告、ほかより）

平成16年度の高齢者人口は平成12年度と比べ7.9%増（50,074人→54,012人）であるのに対して、要介護等認定者数のそれは80.1%の増（5,726人→10,348人）になっており、高齢者人口の伸びに比べて著しい伸びを示している。この結果、新宿区の要介護等認定者の出現率は、平成12年度の11.4%から平成16年度の17.9%に上昇した。ただし、要介護当出現率は、平成16年度に入って鈍化してきている。



未利用者とは、要介護等認定を受けているが、介護保険サービスを利用していない者のことである。

サービス利用者数は、制度開始以来一貫して増え続けている。サービス利用者の割合を、居宅サービス、施設サービスの別に見ると、施設サービスの利用者の平成15年度は対12年度で1.2倍と緩やかな伸びであるが、居宅サービス利用者は同1.8倍になっている。

介護保険給付額の推移を見ると、居宅・施設別のサービス利用者の推移を反映して、保険給付額も同様の推移をたどっていることが分かる。

- 9 「生きがい」は誰もが居場所や役割を持てるまち“新宿”から

【将来のあるべき姿】

「住んでよかった」と感じられる生きがいのあるまち“新宿”

「生きがい」とは、生活の質を高めてくれるものであり、社会の中での自分の居場所や役割を考える時、とても大切な言葉として受け止めることが必要になってきます。

「生きがい」は、人として生きていく上で必要なものですが、これは生活に余裕のある人だけが求めるものではありません。病気の人、介護が必要な人も、誰かを介護する人も、また障害がある人も、生活が苦しい状況の人、「生きがい」を持つことで困難を乗り越え、人として生きていくことができるのです。誰もが「生きがい」を持ち、豊かな気持ちで日々を過ごし、人生の最後を迎えるときに「このまちに住んでよかった」と思えるわがまち“新宿”の実現を願わずにはられません。

多様で個性的な「生きがい」を尊重しあえるまち“新宿”

「生きがい」とは、人それぞれに異なる多様なものです。働くこと、学ぶこと、遊ぶこと、人との付き合い、趣味やスポーツ、起業、地域貢献など、「生きがい」につながるものは、実に多様なものといえます。「生きがい」は本来個人的なものから出発していますので、他人に押しつけるものでもありません。その意味で「生きがい」を考える上で最も大切なことは、個人的で多様性のあることをお互いに尊重し、認め合う姿勢をもつことといえます。

人が生きていく時間の経過とともに、その人にとっての「生きがい」も変化していきます。それぞれの人々が今の自分の「生きがい」ばかりでなく、将来の自分の「生きがい」を見通していけるようにすることも重要な課題になります。年齢を重ねることをマイナス・イメージとしてではなく、加齢をプラス・イメージとして捉えていくためには、新たな人との出会いやつながり、生きていくことの意味、そして、やりがいのある課題を探し求める中から「生きがい」を見いだして、「生きがい」を与えてくれたことに感謝する気持ちが大切になります。

誰もが、自分の持ち味を生かし活躍できるまち“新宿”

社会の中で自分の居場所や役割を見だし、自分を活かすことで人の役に立っているという達成感を持つことこそ、最高の「生きがい」を与えてくれるものです。

また、これからの大きな関心事となっている「団塊の世代」の人たちが、これまで培ってきた知識や技術、経験を活かせる仕組みづくりが求められています。

これからは、団塊の世代をはじめ、あらゆる世代の人たちが自分の持ち味を生かし、活躍できる多様な場を作っていくことが、地域の活性化や「生きがい」づくりにとって大変重要であるといえます。

【現状と課題】

自らが「生きがい」を求める時代の到来

超高齢社会が現実のものとなり、新宿区でも高齢者人口は全体の2割を超えようとしています。高齢者世代の「生きがい」観も大きく変化しており、生活スタイルや価値観も多様化して、就労・起業・社会貢献・ボランティア・生涯学習などに興味、関心を持つ高齢者が増えています。したがって、高齢者全体を見回して全て同じだと考えたり、高齢者の生きがいは趣味的な活動に集約される、と捉えるだけでは不十分になっています。

このため、「生きがい」の実現に向けた社会的な解決策を考える場合、「高齢者が何を求めているか」、「何をしたいか」など、その希望や意志を尊重していくことが大変重要になります。高齢者世代はますます大きな発言力を持つことになりませんが、自分たちの暮らし方が、社会のあり方を左右するという社会的責任を自覚しながら、自分たちの「生きがい」を探し求めていく時代が到来していると考えています。

「高齢者は介護が必要な人」という固定観念を持つ人がいますが、高齢者の多くは、自立して元気に活動しています。また、加齢によって健康面に不安を抱えていても、自分のできる範囲で何かやってみてみたいと思っている人も大勢います。

誰もが好んで介護を受けたいと思っはならず、むしろ介護サービスを受けずに自立して張りのある暮らしをしたいと考え、そのように暮している人も大勢います。こうした現実をよく認識して、まず、「年をとることは、老化して何もできずに、何もしたくなくなる」というような先入観を、私たち自身から変えていく必要があります。

「生きがい」づくりと地域の現状

「誰もが生きがいを持って暮しているか」という視点に立って、地域の現状を考えてみると、地域社会とのつながりが希薄になっているために、張りのある暮らしが営めないという心配を持つ人に気づきます。健康であっても外出が面倒で、家に閉じこもりがちな人や、人づき合いが得意ではない人、心身の機能が低下して思うように動けなくなっている人など、地域とのつながりが希薄になる理由は様々です。

したがって、それぞれの人たちの置かれている状況や意志を十分尊重しながら、無理のない形で地域とつながりを持ち、地域との交流を果たす中から、「生きがい」を持ってもらえるような社会的な働きかけも必要になってきます。

「団塊の世代」の人たちが、地域との関わり方にどんな意見や希望を持っているのかを、よく聞く必要があります。また、この世代の人たちの感覚や価値観が、これまでの高齢者クラブや町会の活動に馴染まないことも十分予想されます。「団塊の世代」に大きな期待が寄せられているだけに、この世代の能力や実行力を、組織やネットワークづくり、子育て支援、NPOを活用した事業の立上げなどに活かした、潜在力を発揮する仕組みづくりが必要になってくることは間違いありません。

【取り組みの方向性】

1. 基本的な考え方

「平成17年度新宿区民意識調査」によると、高齢者が地域活動に参加しやすくするために必要なことは、1位：「一緒に活動する友人・仲間がいること」、2位：「活動に関する情報が得やすいこと」、3位：「活動が自宅の近くであること」が上げられている。このため、誰もが居場所や役割を持てるまちを作り、地域で「生きがい」を持てるようにするために、以下の方向性を条件として、これから整備していかなければならないと考える。

身近な地域の活動拠点の確保(既存施設の有効活用を含めて)考えること。

活動する時に必要な情報の提供や相談しやすい環境を整えること。

仲間作りや活動をコーディネートできる人材の育成を進めること。

健康な暮らしを自ら心がけるとともに率先して実践するように努めること。

自己実現を図るためにボランティアや社会貢献活動に積極的に参加すること。

「団塊の世代」の参加を中長期ビジョンで考えて人的交流を進めること。

2. 身近な地域の施設や活動拠点を増やす取組み

- ・ 地域で利用する身近な施設は、誰もが安心して手軽に利用できるものでなければならない。大きな施設を作るよりも身近で気軽に利用できる小さな施設を増やすという発想が求められており、この実現に向けた取組みが必要である。
- ・ その地域の住民が、もっと柔軟に気楽に利用できるような施設のあり方を検討していく必要がある。また、施設の活動メニューも相応しいものかどうか検討する。
- ・ 「ふれあいいいきサロン」のような、それぞれの地域の特性にあった活動拠点のあり方を検討していくとともに、官民の協働による高齢者に対してITの普及・促進を進めるなど、施設運営を拠点活動の中に盛り込むことが必要である。

3. 高齢者のIT利用に力を入れる

- ・ 地域で暮らす人にとって情報の多くはITといわれるインターネットで提供される時代になり、高齢者に対するIT利用の普及が鍵となっている。パソコン教室などでは、「パソコンふれあいサロン」のような取組みで、成果を上げているNPOの事例は大変参考になるので、他団体の紹介などを積極的に行っていく必要がある。

4. 「生きがい」は、基盤となる経済支援情報の提供・相談から

- ・ 高齢者が「生きがい」を持てるようにするためには、経済的な基盤を確保することが先決である。生涯現役で定年退職した後も働き続けることができれば、生活設計も容易に立てられることになる。このため、高齢者の雇用情勢や経済支援に関する情報、相談に関して「生きがい」という視点を新たに加え、誰もが安心して利

用できるように、施設や行政の相談窓口を発信拠点として取り組むべきである。

5. 仲間づくりの核となる地域のコーディネーターやリーダーの育成

- ・ 地域の仲間づくりを支援していくために、魅力のあるリーダーの存在とその育成は欠かすことができない。また、各機関の役割を明確にしたり、施設や活動拠点を活発に機能させるためのプログラムを考えたり、相談に乗ったりすることのできるコーディネーターとしての人材の育成は、費用も考慮して実行していく必要がある。
- ・ 高齢者の生きがい施策の中心であった「高齢者クラブ」については、組織の有り方や参加の方法、世代交代やリーダー養成など、解決していかなければならない問題点がでてきている。町会や自治会の役割にも配慮しながら、社会の変化に柔軟に対応できる人材の育成を進めることが、喫緊の課題になっている。

6. 生きがいづくりは、生涯を通じた、心と体の健康づくりから

- ・ 何事も無理をせずに長く継続することが大事であり、高齢者が気軽に行けるような身近な地域の居場所づくり、たまり場づくりの考え方が多方面から聞こえてくる。家に閉じこもらずに元気で顔を合わせることができることは、健康だからこそできることである。日々の暮らしの中で自分に合った健康作りを実践し、人に迷惑をかけない生き方をしていきたいという多くの人たちの気持ちを大切にして、行政と民間がともに切磋琢磨して取り組んでいく必要がある。

7. ボランティア、社会貢献活動を促す心理的サポートの充実

- ・ 自己実現を図ることで、自分の存在感や生きる責任を認識できることがある。人それぞれの「生きがい」は主観的なものであるが、自分の役割や人生の意義を見直すことで、親切を感謝の気持ちで受け入れる喜びや自尊の心が湧いてくる。
- ・ その意味で、社会参加におけるボランティアや社会貢献活動は高齢者を含めて、皆で支えあうことが求められる。老いも若きも一人ひとりが皆を支える気持ちを高めることが大切であり、ピア・カウンセリングなどは、とくに高齢者にとって有効な活動であり、心理面からのサポートとして、とても大切な視点であると考えられる。

8. 「団塊の世代」の地域参加の促進

- ・ 「生きがい」をテーマに掲げて具体的な解決策を考える時に、「団塊の世代」の人たちが地域と関わるきっかけづくりを進めなければならない。地域デビューとか、第二の成人式などと表現されるが、新しい発想によるイベントを考えて、参加する人たちの意欲が掻き立てられ、魅力ある仕掛けづくりが益々必要である。

(第2分科会)

「団塊の世代」について

* 「団塊の世代」は、第二次世界大戦終了後の1947年から1949年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代の方を言います。1976年に堺屋太一氏が発表した小説『団塊の世代』に基づき命名されたものです。現在(2006年)では、56歳から59歳となり、来年2007年から企業等を退職し、地域に戻ってくると言われています。なお、新宿区では、2006年1月1日現在で、約1万4千人(男性約7千3百人 女性約6千8百人)の方が該当します。

高齢者クラブ

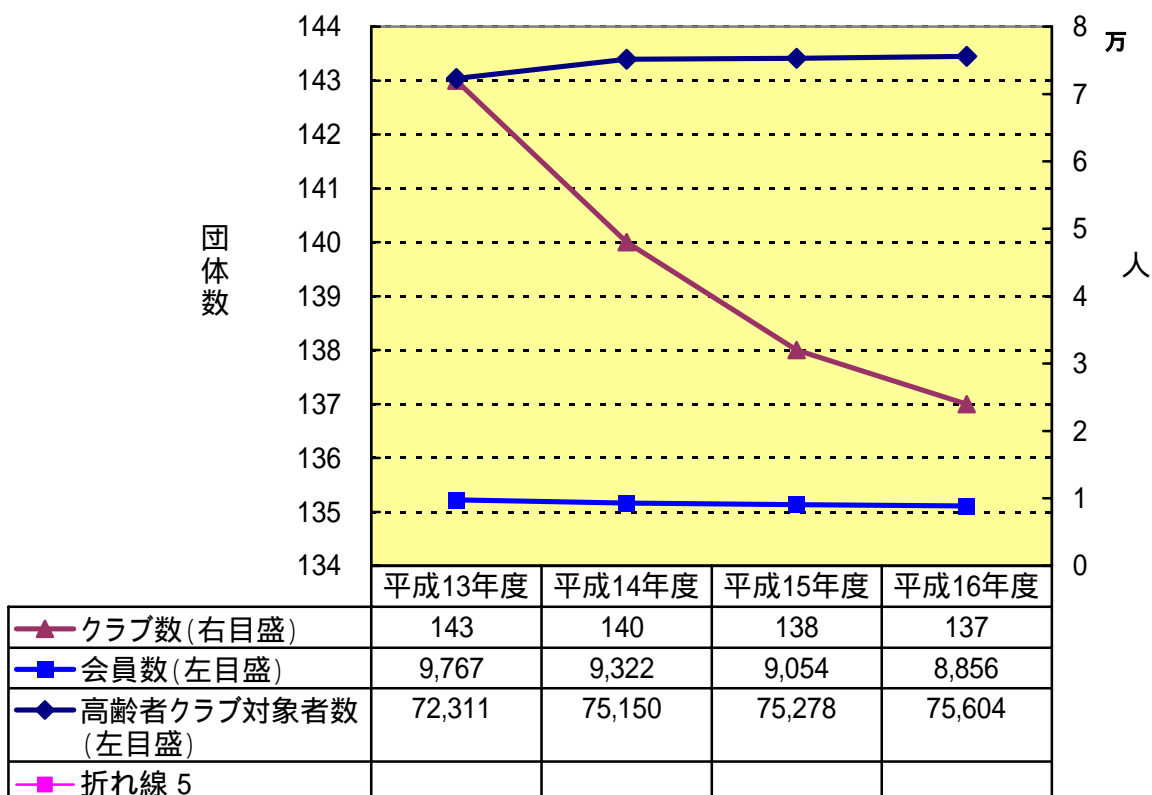
1. 事業概要

- (1) 目的：老人福祉法第13条第2項に基づき、高齢者クラブ活動における地域との連携を促進し、地域との交流の場として積極的な社会参加を図り、以って地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
- (2) 内容：高齢者クラブ連合会に対し、活動を側面から援助するため事業助成金を支出する。また、単位高齢者クラブに対しては運営費の一部を助成している。

2. 基礎データ(平成16年度実績値)

(1)連合会数1団体、(2)クラブ及び会員数：138団体、8,856人

3. 実績等の増減傾向



クラブ数及び会員数は減少傾向にある。

高齢者クラブは、区内在住の58歳以上の者で構成されている。

【将来のあるべき姿】

一人ひとりを、人として大切にできる共生のまち新宿

これからのまちづくりは、「どの人も社会の担い手」「たとえ迷惑をかけ合いながらも、共に生きていくことが大事」「人間お互い完全ということはないのだから補い合うことが大切」「障害をもつことは、不便ではあるが不幸ではない」といった見方が基本となるべきです。改めて「一人ひとりを大切にできる社会」とはどのような社会かを、広く社会に問いかけていかねばなりません。

障害があるから、外国人だから、働いていないから、貧しいから、病気だから、一人暮らし高齢者で社会的なつながりを失ってしまったからなど、いろいろな理由で社会的ハンディを負い、社会参加をはばまれたり、権利を行使できない状況に置かれている人たちがいます。人は、どんな境遇にあっても、生きる意味、価値は同じです。それぞれの立場を認め、支えあう共生の理念で、社会参加をはばむバリア(障壁)をとりのぞいていくことが大切です。

物理的バリアだけでなく、社会的、心理的バリアのないまち新宿

バリアフリーというと、どうしても物理的なものと捉えがちですが、ハンディのある人のことを理解し地域社会に受け入れる心を育て、あるいは受け入れるための社会的条件を整えることも同時に大切です。私たちは、もっと心や社会のバリアフリーに目を向けるべきだと考えます。社会的ハンディを負う人たちに対して同じ社会の一員として関心を持ち、正しい知識を持たねばなりません。そのために学習したり情報を得るための機会をもっと増やすべきです。

今自分や家族の方に障害がなくても、いつか病気や事故、加齢によって障害を持つ可能性は誰にでもあります。また、失職、破産、病気等の要因で生活困難な状態に追い込まれ、社会から孤立してしまう可能性は誰にでもあります。障害者は、障害が社会的ハンディとされてしまうことで、教育、就労、生活に困難な状況が生じます。同様に、外国人は言葉のハンディ、ホームレスは住所要件の欠如、ニートは教育・職業訓練に適應できないことなどによって、就労や社会参加の機会を失うことが少なくありません。こうした問題にも関心を向け、理解していくことが不可欠です。

【現状と課題】

物理的バリアフリー

公共機関などでは、エレベーター・エスカレーターや身体障害者用トイレの設置、段差の解消など、物理的なバリアフリーについてはかなり進んできましたが、運用に当たっては多くの問題が残されていて、ハンディをもつ人の社会参加を妨げています。地下鉄開通によりバス路線が廃止になったために、障害者や高齢者には外出が困難になった例も少なくありません。いろんな分野の施策にもバリアフリーの理念が大切です。

施設の利用しやすさ

身障者用のトイレにしても、入るまでに段差があったり、鍵がかかっていたり、利用者にとって使い勝手の良いものはまだまだ限られています。また、どのような施設改善もすべての障害者にとって同じように使いやすいとはかぎりません。たとえば、視覚障害者にとっては必要な点字ブロックも、車椅子での移動を困難にしている場合があります。障害の種類や度合いなどの違いによって事情が異なっており、正しい理解と細かい配慮が欠かせません。

障害者の就労

障害者の多くは収入の少ない福祉的就労に従事しています。法定雇用率が制度化されていても、区内民間企業の6割が未達成です。特に高齢障害者や知的障害者、精神障害者の就労はいっそう困難となっています。福祉的就労の場に対する支援も含めて、持っている能力を生かせる職場の開拓など地域社会でできることは何かを考えていく必要があります。また、ホームレスの人たちの市民社会への復帰には就労支援にとどまらず、法律的な援助(リーガルエイド)が欠かせません。

心のバリアフリー

ハンディをもつ人とかかわる時、同情心をもつことは自然なことかもしれませんが、「かわいそうだから」という上からのあわれみ的な関係での援助は、正しい結果を生みません。たとえば、親や福祉施設の職員が過剰な配慮をしてしまい、「福祉」という言葉でかえって障害者の自立を阻んでいるという指摘もあります。また、障害者施設設置に対する地域の反対運動も、誤解や偏見に基づく場合が少なくありません。

こうした事態を克服し、バリアフリーを進めるには、子どもの頃から障害のある人と接したり、交流する機会をふやすなど、学校教育や生涯教育の課題として取り組んでいかなければなりません。ハンディを持つ人たちと共に、地域の中で豊かに暮らしていくためには、日常的なふれあいを深め、わからないことは相手に率直に聞くといった姿勢が大切です。

【取り組みの方向性】

1. さまざまな社会的ハンディについて体験的に理解する機会の創出

- ・教育現場に、社会的ハンディに対する知識を得る機会を作る。幼稚園・保育園・小、中学校の段階から、自分とは違う相手のことを思いやる優しさと想像力を教えると共に、共感し合える人間関係を育てるためにも、一緒にふれ合い育ち会う機会を設ける。
- ・また、職場、地域社会の生活の場を通じて、社会的ハンディを体験的に理解する機会を設ける。2006年4月に施行された「障害者自立支援法」は、障害のある人々に身近な区市町村が責任を持って一元的にサービスを提供し、利用する障害者の方も含めて国民皆で分担し合いサービスの質・量を確保していくことを目的としている。この法の趣旨を生かすには、職場・地域社会のあらゆる生活の場を通じて社会的ハンディを体験的に理解する機会を設けることが必要である。

2. 「障害者インターンシップ」など障害者の雇用につながる機会の創出

- ・職場実習を試した企業の多くは採用につながっている例が多い。積極的に多くの企業に働きかけ、職場実習の受け入れ先企業を増やし、又、障害者を雇用できるように労働環境をよくするよう働きかけ、障害者の雇用につながる機会を多く設定する。その点、大企業は労働環境を整える設備投資ができるので、雇用の促進を強く働きかける。

3. 社会的ハンディのある人の社会参加の促進

- ・公共の施設をつくる時、障害者が利用しやすいように区民から広く意見を聞く場を設ける。誰もが社会の一員として地域で暮らすためには社会的ハンディのある人でも積極的に町に出ていかれるように行政の支援が必要。公共の施設をつくる当事者に区民から広く意見を聞く場を設ける。
- ・企業に働きかけ車椅子用トイレカーを区が主導で作し、イベント会場や被災時に貸し出す。地域のイベントであれ、被災時であれ、障害者が特に不安に思うのはトイレの問題である。障害者と健常者が共に生きられるようにするには、こうした問題に目を向けることが重要である。
- ・公共機関における日常的な対応は、専門別に組織されていることで、一般の区民にとっても分かりにくい面があるが、社会的ハンディのある人にとっては、なおさら解りにくく、社会参加を阻害する要因になる。一人ひとりのニーズを受け止め、適切な部署へ解り易くコーディネートを行う窓口や仕組みを設ける。
- ・「障害者自立支援法」の運用にあたっては、障害者の実態にあった支援を充分考えていく必要がある。

4. 一人暮らしの孤独死を防止する

- ・一人暮らしの孤独死を防ぐため、地域の見守りや協力員の仕組みを改善、充実させる。「生活援助員」が週2回程度巡回して安否を確認するようなシステムを作る。又、交流できる場所を歩いていける所に作る。また、新聞配達員や牛乳配達員の協力を得て住民レベルの見守りのネットワークを作る。
- ・マンション等に住んでいることで、地域や行政とのつながりが薄くなってしまっている高齢者等がいる。このようなことで、社会参加の道が閉ざされたり、最悪孤独死などを迎えることのないように、町会へのマンション居住者の参加や自治会の結成など地域や行政とのつながりを強く、支え合う仕組みを考え、促進する。

5. ホームレスと地域住民を対立的に捉えず、人間としての共通の視点にたった解決策の推進

- ・新宿区では「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」が制定されているが、その趣旨を十分生かして実行していくことが重要である。とくに、ホームレスの人たちの就労ニーズに応じて適切な就労支援を実施する必要がある。また、ホームレスの人たちに、物質的援助ばかりでなく生きる意欲が持てるように援助してゆく必要がある。例えば、区内の理容学校と連携をとり学生に、ホームレスの人たちの散髪をしてもらうことなどが考えられる。これは学生にとっても社会勉強になる。

6. 住民による身近な地域でのボランティア体験・交流の機会の創出

- ・区限定で使えるボランティア通貨に取り組む。家事支援などで近所の方の「ちょっとした」ボランティアで補えることはたくさんある。地域限定で使える「(仮称)ちょこボラ通貨」を発行し、ちょっとしたボランティアをしてもらった時活用できるようにすることで、困っている人が身近なところで手の届くサービスを得られるようになると考えられる。
- ・施設利用者と地域住民との相互理解を進めるため、福祉施設のボランティア体験やイベント交流の機会を進める。隣近所の付き合いも希薄になってきた現在、自然発生的な地域コミュニティを創生するのは非常に難しいと思う。そこで、区や社会福祉協議会が意図的に、普段出会うことのない個人と個人の出会いをプロデュースする必要がある。具体的には、老人ホームや障害施設の慰問などという形ではなく障害者や高齢者の話を聞く会、例えば「私の戦争体験」「障害のある僕がどんな体験をしてきたか」等、華やかなイベントだけでなく、このような出会いを継続的に行うことが重要である。
- ・社会福祉協議会や民間ボランティア組織などが高齢者の疑似体験学習の取り組みを行っているが、それをさらに進め、身近な区民センターやボランティアセンター等で定期的に誰でも受けられるような取り組みとし、それを広く区民にPRしていく。

7. ボランティア活動の育成・普及

- ・誰にでもできるボランティア活動として、高齢者や障害者の日常活動への適切な介助ができるよう、介助技術の一般への普及啓発に努める。
- ・現在ボランティアに参加するのは女性が多い。一方男性が持っている日曜大工の技術は、介助器具づくりに活かすことができるなど、参加者の範囲が広がることで、ボランティア活動の範囲も広げる可能性がある。今後、ボランティア活動への参加を広げる仕組みを考えていく。

(第2分科会)

11 外国人と共生する豊かなまちづくり(多文化共生)

【将来のあるべき姿】

1. 居住する人々が、「安全」で「安心」して「快適」に過ごせる“多文化共生社会”のモデル地区を実現する。
2. 区は長期的な視野で多文化共生社会の実現に向けた施策・運営・業務を行う。
3. 区と住民及び住民同士の情報の伝達・共有化がスムーズに進み、必要に応じて情報が多言語で伝達できる。
4. 外国人が地域の一員として、積極的に参加出来る「地域ネットワーク・地域コミュニティ」が構築される。
5. 外国人の人権の尊重と行政参加の機会が保障される。

【現状と課題】

新宿区における外国人の急速な増加は、地域社会や日常生活の中に新たな変化や課題をもたらし、生活習慣等の相違による日常生活でのトラブル懸念や外国人に対する人権や社会参加に関する課題が見えてきています。

外国人と日本人が地域で、ともに暮らしていくことは、新宿区ならではの重要課題であり、日本の将来課題でもあります。外国人が多く暮らすことを区の特性として積極的に捉えるという観点から、《居住への総合的対応》《相互理解を深める対応》《人権の尊重》《社会参加》をどうしていくのかがポイントとなります。

1 現状

(1) 統計からみる外国人の現状

区民の1割が外国人：新宿区の外国人登録者数は、昭和61年に1万人を超え、平成18年4月1日には110ヶ国の30,117人、区内人口305,996人(住民基本台帳登録数275,879人)の約1割(9.84%)を占めています。総人口に対する占有率は東京都他区(約3%)及び全国水準(約2%)と比較し顕著です。

韓国・朝鮮及び中国籍が多数派：新宿区はアジア系の登録者の占有率が高く、韓国・朝鮮13,153人及び中国(9,341人)で全体の75%を占め、以下フランス(988人)、ミャンマー(801人)、フィリピン、アメリカと続いています。近年、韓国(特別永住者を除く)、タイやミャンマーなどのアジア系国籍住民の増加が目立ちます。

20～40代の若中年世代年齢が大半：男女ともに生産年齢人口(15歳～64歳)が約9割で占め、年少・高齢人口は低くなっています。

大久保地区と柏木地区に4割弱が集中して居住：特に大久保地区では、所管内総人口に占める割合も21.9%と5人に1人は外国人という状況です。

(2) 日本人の視点

外国人の多い地域と少ない地域では、現状への認識に大きな違いがあります。

新宿区は、外国人とともに暮らしていくこと(多文化共生)を避けて通れない現状にあり、プラス思考で進めていく必要がある、との意見が多くあります。

異文化を理解しようとする心と姿勢、日本人・外国人の双方への正確な情報提供、コミュニケーション・交流の促進、コミュニティ参加の機会づくりなどが必要であるが、多文化共生社会を実現するための方法がわからないという現状があります。

一部の日本人に、外国人イコール犯罪者との意識があります。

日本人も外国人も双方の風俗習慣を知らない人が多い。

「ルールを守ること」と「他者を認めること」が共生の視点として必要です。

(3) 区の取り組み

区は、後期基本計画、第三次実施計画で「異文化理解の促進と国際交流」に取り組み、「国籍や民族などの異なる人々を地域社会の一員として受け止め、地域における外国人との交流や異文化理解の促進を通じて、国際社会に開かれた地域社会の形成を図る。」という考え方を示しています。

現在の第四次実施計画・第二次行財政改革計画では、「急速な少子高齢社会が進む中、互いに民族や国籍の異なる人々が文化的違いを認め理解し合い、ともに生きていく“多文化共生のまちづくり”を推進する」という“多文化共生”の考え方を示し、推進の実行段階にあります。

(4) その他の視点や背景(日本に住んでいる理由等)

地域社会における外国人は、勉強・起業・事業・就労・駐在員、またそれらの家族というのが来日の理由等であり、その中には歴史的・国際的背景などを持った人たちも多くいます。それぞれの人々の立場やおかれた環境によって、日本社会への見方・考え方は、おそらく一様なものではありません。

受け入れる側の日本社会も、多様な価値観を持った人々の集まりであり、日本社会自体が多文化共生社会といってもいいほどに変化し、今や国籍・宗教など異なる文化を持った人々が様々な目的を持って、数多く生活するようになっています。

2 課題

(1) コミュニケーション形成への障害

コミュニケーションの形成への障害となる言葉の壁があります。

日本人は、異なる文化や習慣と交わる体験が少ないため、多様性の受容、多文化共生への理解が不十分です。

(2) 安全に対する懸念

犯罪のグローバル化、外国人による組織犯罪への脅威があります。
外国人に住宅を賃貸することへの不信があります。

(3) 問題への対処や制度の不備

日本人の外国人に対する問題や苦情は聞こえるが、外国人側の声が聞こえにくい。
特定の地区への対処に集中しています。他の地区では、問題がないのでしょうか。

(4) 区への課題

「多文化共生」とは何か、もっと議論を進める必要があります。新たな基本構想・新基本計画で「多文化共生」という用語を用いるならば、「多文化共生」の定義をどのように考え、外国人の対応・施策を具体的にどこまで行うのか、明確にすべきです。

後期基本計画・第二次行財政改革計画など行政計画が見えてこない。また計画の定量的な目標が明瞭化されておらず、効果や事業評価への疑問の声があります。

外国人への対応について、区役所部署のどこに相談していいかわからない。区の役割認識の明確化が必要です。また、総合的な視点を持つ区職員が少ない。

在住外国人の実態把握と現状理解に不足があります。

区施設「しんじゅく多文化共生プラザ」に求められる、役割の明確化が必要です。

議会、区、所管警察、入管、関連組織団体、非営利支援団体(NPO や NGO)、有職者などの連携がスムーズではない。

区には、外国人が安心して区内で生活できるよう、「生活環境・労働環境」に関わる社会保障の整備と、「公的年金・保険」への加入を促すなどの諸施策が必要です。

(5) その他の課題

根幹の課題としては、共生へのプロセスが見えていないこと、外国人が増えている地域では、まちの将来像が描けてないことが挙げられます。外国人と日本人がともに地域社会の一員として「まちづくり」を進めることに対して、拒否反応を示す人がいることを踏まえて共同で行う「まちづくり」への方策・取り組みが必要です。

日本人と外国人が地域社会でともに生活するための生活ルール、風俗習慣等を理解するための方策、相互理解を深めるための方策を探ることが必要です。

NPOや地域のボランティア、商店会の有志等が、この課題に何十年となく真剣に取り組んでいることが分かった。区はこの活動を有効活用して、区が多文化共生に対する土壌づくりをすることが大切です。

在住留学生の声を一例にすると、「外国人の受け入れは低賃金労働力の確保」「留学生政策の達成率(受け入れ人数・公的住宅の確保)が良くない」「地域社会の受け入

れが希薄」、との見方がある。そのような意見を区サイドが、どこかで集約していく。そして NPO やボランティアの方達が情報を提供しながら多文化共生社会を創りあげていくことが必要ではないでしょうか。

【取り組みの方向性】

1. 居住への総合的対応

外国人の増加は、区内の地域性を顕著に表す課題であり、一定の地域では、多文化共生は切実な問題となっている。区は、教育、医療、福祉、雇用、犯罪、コミュニティ、文化等、重要で新たな課題を直視し解決を図ること。

そのために「多文化共生」については、現在の新宿区基本計画の中では「第2章ともに学ぶ、文化とふれあいのあふれるまち」「文化政策」として捉えられていますが、教育、医療、福祉など居住への総合的対応を目的とする“総合政策”として捉え直し、新たな基本計画(行政計画)に明確に位置づけることが必要である。

関連行政機関との連携(総務省、文科省、法務省、外務省、厚労省、JICA、東京都、他自治体、各国大使館、警察、医療機関等)を進めること。

さらに、外国人の生活に関する総合的な対応を行う専門部局を設置し、専任職員を養成・配置し、多部署において多面的に推進すること。そして、外国人増加の原因分析・洞察の実施、「関連知識・情報(生活実態・宗教・伝統文化等)」の収集、蓄積・分析を行う仕組みづくり、区施策・事業評価基準の提示をすること。

区と区民は、多文化共生社会の実現が、“まちの成熟度”を示す指標として広く認知されるように意識改革を図ること。そして、まちの活性化に向け、多文化共生のまちが研究や観光に生かされるよう、長所を育て、プラスイメージを発信すること。

企業は、異なった国の人達が共に働ける職場を提供すること。

2. 相互理解を深める対応

区は、外国人への施策、多文化共生の現状の情報を幅広く区民・教育現場・地域で活動している諸団体等に提供し、理解を深め、関係団体との連絡調整を促すこと。

区と区民は、異なる文化や生活背景を持つ人々を受け入れるために必要な知識の普及を図り、共生への理解を深め、外国人が発信する講座やプログラム推進と支援の強化を行うこと。また、コミュニケーションを円滑にするために情報伝達の多言語化を図ること。(現在実施中の英語、中国語、ハングル以外の多言語化や対象の拡大)

3. 外国人を地域社会の一員として受けとめ、地域のネットワークをつくる

区は、関連NPOや在住留学生・外国人諸団体等の組織化と活用を図ること。

区民は、互いに地域社会を理解するための足掛かりとして、日本人と外国人の協同作業(例えば、地域清掃活動、コミュニティ・スポーツなどへの参加)を進めること。

区民は、文化や生活背景の異なった人たちと理解し合うため、地域団体のネットワーク化を推進すること。合わせて外国人(民族グループ)のネットワーク化が必要です。

区民は、外国人のボランティアを育成すること。

4. 代表者会議の設置と外国人の人権の尊重

区は、代表者会議を設置し、外国人の声を聴き、区政に参加できる機会を設けること。

区は、人道的見地から在留資格のない超過滞在外国人へのサポート施策を講じること。

区は、超過滞在などへの対応より先に、多文化共生のための基盤を整備する施策を優先すること。

外国人に閉ざされる賃貸住宅市場の改善が求められる。

在住外国人二世の母語（＊）保持教育、日本語教育、進学への取り組みと支援を図ること。

（＊）母語とは、日本語以外で両親またはいずれかの親が日常的に用いてきた言語。必ずしも“母国語”を意味しない。

区と区民は、10年後、20年後の新宿区を担う子ども達の地域育成を促すため、日本人と外国人が共に協力しあうこと。

（第6分科会）

12 地域に住み続けられる住宅・住環境

【将来のあるべき姿】

人は人とのつながりの中で安心し、しかも生き生きと暮らせる場所が必要です。私たちが暮らす新宿区には、子ども、若い世代、高齢者、障がい者、外国人等の様々な人が生活しています。年齢、性別、身体、言語等、人が持つ様々な特性や違いを認め合い、誰もが生活する上で不便さや不自由さを感じさせない、住み続けられる環境が重要です。

その為に、住まいも暮らしも全てがユニバーサルデザイン(*1)に繋がるとの考え方から、多くの人たちが利用しやすい、全ての人に配慮した環境、建物、施設、製品等のハード面と、ひとりひとりの理解やお互いを尊重し、助け合う心、他人を認め合う気持ちの教育、サービス、仕組み等のソフト面の両方併せて実現されています。

新宿区に現在あるバリア(*2)をきちんと認識し、取り除いていく努力とともに、ユニバーサルデザインは、バリアフリーを包含し発展させて、できるだけ最初から誰にとってもバリアがないようにしたり、バリアを取り除く時にも「すべての人」を意識して行う考え方で、まちづくり、ものづくり、意識づくり、しくみづくりを実践し続ける新宿区になり、ここで生活し、行動する誰もが、安全で安心できるまちとなっています。

*1 ユニバーサルデザインは、すべての人の権利をわけ隔てなく実現するための設計思想といえる。一方で、バリアフリーには、特別扱いを排除するという発想はない。

*2 自由な活動や社会参加を妨げるものや差別意識など

【現状と課題】

新宿区都市マスタープランでは、将来都市像を「生活都市＝新宿」とし、その理念の柱の一つに「多様な人々の居住を支えるより豊かな住まいや生活空間が整備され、住み・働き・学び・遊び・参加する、開かれた都市」を掲げ、まちづくりが進められてきました。

この結果、居住人口は増加傾向となりましたが、ユニバーサルな視点に立った住宅や環境づくりでは課題が残るのが現状です。

確実に進行する高齢社会の中で、誰もが住み、暮らしていくうえで全ての年代層が住み続けられる住環境を、地域の住民と行政が協働で実行しなければなりません。その一つに、この区民会議の第3分科会の「住まい・暮らし」へ寄せられた意見の中で多くを占めたのが、多世代多機能な居場所の必要性です。

また、行政と住民との協働に際しては、区からの働きかけ、持続性のある支援、一緒に取り組む姿勢などが不足しない事がとても重要な事柄になります。勿論、住民側も同様です。

現状の不便を生み出す社会の仕組みと問題を発想から転換して見直す必要があります。

現在も、ハートビル法と交通バリアフリー法などの法整備の下、新宿区の新設・改築公共施設のバリアフリー化や鉄道や地下鉄の駅と周辺のバリアフリー化が順次進められています。しかし、駅や施設という点でのバリアフリー化とその周辺という面でのバリアフリー化だけでは、利用しやすさは途切れてしまいます。生活者レベルで、連続した使い易さが新宿区全体に広がるためには、不自由さ・不便さを色々な人の声を聞き体験するなどを通して理解する事と、ハード面でのユニバーサルデザイン化だけでなく、心のユニバーサルデザインを行政と一体になり、区民と事業者とが一緒に取り組む必要があります。

【取り組みの方向性】

1. ユニバーサルデザインを柱としたまちづくりの推進

住まいも、暮らしも全てがユニバーサルデザインに繋がるとの考え方から、ユニバーサルな新宿区社会を実現するために、新宿区に専管組織としてユニバーサルデザイン室を創設します。そして、新宿区と区民が協働でユニバーサルデザイン委員会を立ち上げ、ユニバーサルデザインの考え方を、新宿区に関わるすべての人に正しく理解して貰うために普及をはかります。さらに、ユニバーサルデザインのまちづくりを基本構想の基盤と位置づけて、新宿区ユニバーサル条例を制定し、全庁的な調整が行えるようにし、区長とともに、区民と事業者と区が協働してユニバーサルデザインのまちづくりの推進に取り組みます。

また、区役所内にユニバーサルデザイン商品の展示場を造ります。そして施設としてはユニバーサルデザイン化が既に進んだ行政や福祉施設、学校等においてユニバーサルデザイン商品を積極的に利用してもらいます。さらに、学校教育・社会教育・人材の育成においてユニバーサルデザインに配慮した教育を推進します。また、関連企業などとユニバーサルデザイン商品の開発商品化をめざすための意見交換等も必要となります。

2. 地域に住み続けられる支援と仕組みづくり 1

子ども、高齢者や障がい者をはじめ、誰でも安心して地域で住み続けるためには、今後ユニバーサルデザインに基づいた良好な住宅づくりを推進する事が不可欠です。

また、住み慣れた住宅で介護を前提とした改修、改善をしていくうえでは、住環境に関する総合的な情報をまとめる機関と、総合的な相談ができる人が配置された相談機関と、本人を中心として福祉・建築等の専門家と介助者や支援者等との連携がとれる総合的なネットワークを形成する機関が必要となります。

3. 地域に住み続けられる支援と仕組みづくり 2

ライフステージ等(単身者・夫婦・子育て・子どもが巣立った後の世帯・高齢期の夫婦・高齢単身者・障がいのある単身者等)に応じて多様な住み替えが、公的住宅も含めて円滑に行われる条件整備や支援体制は、10年前のマスタープランからも望まれています。子どもが増えて住み替えをしたい、一人になったらどうしよう?等の情報をまとめ、住み替えの総合相談窓口を開設し、情報収集・提供・相談・ネットワークが機能するよう既存の各支援センター(子育てファミリー・高齢者地域包括・障がい者自立等)が地域ごとに密に連携をとりあい、他機関や民間事業所等との連携がとれるコーディネーターを協働で育成していく事等の支援体制が必要です。また、資金面の支援も重要な検討事項です。

4. 地域に住み続けられる支援と仕組みづくり 3

新宿区で住まいに関して取り組み始めた事業や条例で、例えば、「リバースモーゲージ」では独居老人の意識改革や担保以上の長期の融資についての検討、「子育て支援認定マンション」では申請する事業者がなく促進方法や、キッズルームよりも多機能の子育てスペースを望む声がある事、「ワンルームマンション条例」では強制力がなく、戸数の確保よりも地域住民との快適なコミュニティが形成出来る様な多機能スペース・子育てスペースを求める声がある事等、今後さらに地域・住民・事業者・行政の間での検証や検討を必要とし、課題発見と解決策を検討する事が必要と思われます。

5. 多様な住居ニーズに即した住宅づくりへの適切な支援の検討と仕組みづくり決策

既成の家族概念・福祉概念・住宅概念にとらわれず住む、人と人との新しい関り方を作りながら、より自由に、楽しく、自主運営しながら住み続ける住宅づくりを実践しているのがコレクティブハウスです。

賃貸の集合住宅で共有のリビング等のあるコレクティブハウスの中では、ライフステージによる住み替えが可能で、住み替え後もコミュニティの継続や、一人になった高齢者と子育てのファミリーの支え合い等の関り合いが形成されやすく、多世代多機能の居場所が生活の中で機能していると報告がされています。

単身者や子育てファミリーや高齢者等、多様な住居ニーズが集まり、お互いにとって暮らしやすい環境づくりや関係づくりの形成を可能にしていきます。

この様な新しい手法と連携した良質な住宅づくりへの支援や仕組みづくりを具現化し例えば中学校跡地売却後等の複合施設の誘致などを、促進する事が必要だと考えます。

6. 地域の個性を生かした身近な住環境の充実

地域の個性を生かした身近な住環境を、住民との協働でより充実させていくことが、うるおいのある、住む人に優しい、安全で安心なコミュニティを取り戻し生み出すまちづくりに向けて、次のような方策を提案します。

・子ども、親子、高齢者、障がい者、外国人、など縦割りではなく、誰でもが歩いて気軽に集まれる場所を増やしていくこと。(多世代多機能の居場所づくり)

・裏通りなどの細街路への交通規制や、住民による塀の生垣化やガーデニングによる緑の充実の促進とその手入れなどを通しての地域の安全見守り。

(第3分科会)

13 公園・公共施設をみんなで育てよう

【将来のあるべき姿】

公園・公共施設はこれまでは、行政が作り、管理し、区民に利用されるという観点が強くありました。それが変わったというのは、時の流れとともにやっぱり我々区民が本当に利用できるものでないかという発想からだと考えます。

新しい施設づくりも時には必要ですが、現在ある区の施設や公園等は、利用者である区民の考えや意見を取り入れて再整備していけば、十分活用できるものとして次世代においても利用できるものとして考えています。

これらの具体的なことについては、各地域ごとに立ち上げた地区協議会などが中心となって、区民の考えや意見を取り込んだ施設づくりを進めています。

みんなで育てた公園・公共施設を、私たちは私たちのモノとして日々実感しながら使っています。

【現状と課題】

都市公園は、休息、散歩、遊び、スポーツ、催しの場、祭り、レクリエーションなど戸外生活が行われる場所として、また、自然的環境要素を持ち、区民の日常生活に欠かすことの出来ない場所です。また、その他の公共施設(区が直接保有管理するものを対象とする)、区民センター、学校、図書館、各地区にあることぶき館や社会教育会館なども、区民の生活を支え、豊かにする重要な場所です。

新宿区では、この公園・公共施設について地域のニーズを踏まえた適切な配置という方針がとられてきましたが、果たしてこれらの公共施設が現在どのように利用されているでしょうか、本当に地域の人々の利用しやすいものとなっているのでしょうか。今、社会は消費型から省エネルギー、循環型へと移行しつつあり、一人ひとりのライフスタイルの見直しが求められ、心の豊かさを大切に、特に自然とのふれあいによる安らぎを重視した地域社会創りに目を向けて参加しようとする人々も増えてきています。

こうした社会の動きに対して、都市公園や公共施設の果たす役割も、さまざまな角度から見直しをしなければならない時期に来ていると考えられます。

この新宿区の、そして地域の人々の貴重な財産は我々で守っていかなければならないことだと思えます。

そうした事を踏まえて、これからの施設を実際に利用する地域の人々の意見やアイデアを取り込んだ再整備を行っていきたいと考えます。また、それらの維持、管理も利用者として行政が一体となって考えていきたいと思えます。

【取り組みの方向性】

新宿区の公園といっても、各地域によってその規模と施設の内容もさまざまですが、それらを地域の利用する人々の立場で見直しをする。

事故や犯罪のない公園、小さな子どもから高齢者の人々が安心して楽しく活動し、また憩える場としての再整備を行います。またその維持、管理についても利用者と行政が十分協議をしていきたい。具体的な事柄については、各特別出張所ごとに発足した地区協議会などが中心となって検討を進めて、緊急性を要するものから順次改修等を行うものとする。

また、各公園の維持、管理についても地域の利用者と行政が一体となって検討する。また、各公園の利用者のルールづくりも必要であることを提案する。

1. 区立公園の見直しと改修

現在ある公園について、100㎡前後の小規模(児童遊園)61箇所、大中規模の公園(代表的なものとして新宿中央公園)90箇所のもが区内に点在していますが、これらをすべて一般的に公園として考えることにする。これらの公園についてすべて見直しをしていく。実際に地域の利用者の皆様の意見やアイデアを取り入れることとし、実例として別途にあげた、ワークショップ(*)方式などによって改善を行うこととする。小さな子ども、若者、高齢者、身体障害者までが利用可能なものを考える。

* ワークショップとは、価値観の異なる様々な人々が協働してよりよいまちづくりや生活環境を計画していく手法で、発達してきた市民参加を進める方法です。聞いて意見を述べるだけの会議と違って、実際に参加者が手や身体や頭を使って作業を行うため、誰もが建設的な意見を出しやすいように工夫されています。

2. 公園の維持、管理について

見直し、改修された公園の維持、管理のことは、利用者である区民と行政が協議して、その役割分担を明確にして行うことにします。

現在ある制度、公園愛護会や公園サポーターなどの制度の再検討をする。また、各地域で新しく立ち上げられつつある、子どもの遊び場づくり、冒険広場づくりの会など、また公園のプレイリーダーの仕組みづくりなどを検討していきたいと考えます。事故や犯罪のない、すべての人々が安心して楽しく活動し、憩える場所としましょう。

公園改修の実例(参考)

あかね児童遊園(西落合地区) 地域の子どもの意見を取り入れる。

しんかいばし児童遊園(柏木地区) 現在ワークショップで検討中。

公共施設について

地域に身近な公共施設として大切であり、学校、図書館、ことぶき館、社会教育会館等についても現状の見直しが必要です。コミュニティの拠点として、地域活動のための中心的な場所として有効に活用されているか再検討が必要と考えます。

特に学校などは、災害時の避難場所などの利用として十分活用できるようにする。廃校や空き教室の地域住民に対しての活用の場所として再検討をする。

3. 公共施設の見直し再編

現在の児童館、ことぶき館、社会教育会館などについては、各地区ごとに見直しをして、調整が可能なものは再編、または統合施設とする。

4. 区役所第二分庁舎(旧四谷第五小学校跡)について

現在使用されている区役所第二分庁舎のことについては、区役所内においていると議論検討されているかどうかわかりませんが、ここはほぼ新宿区の中心地区でもあり、また区役所本庁舎に近いこともあり、将来は全区民のコンセンサスを経て、より良い区民のための多目的施設として利用可能なものにするように考えていきたい。

区民施設の再利用(参考)

西落合三世代交流モデル事業

西落合社会教育会館、ことぶき館を廃止して、新しい仕組みとして取り組むワークショップを立ち上げて活動を始めた。

これは子ども、親、中高年の各世代がそれぞれの役割を担い合い、集い、交流のできる場所づくりを目指すものである。

(第3分科会)

提案 - 将来夢構想

新宿西口広場、(仮称)空中公園夢広場

現在の新宿駅西口広場にペデストリアンデッキスタイルで公園広場をつくることを、ひとつの夢構想として提案します。

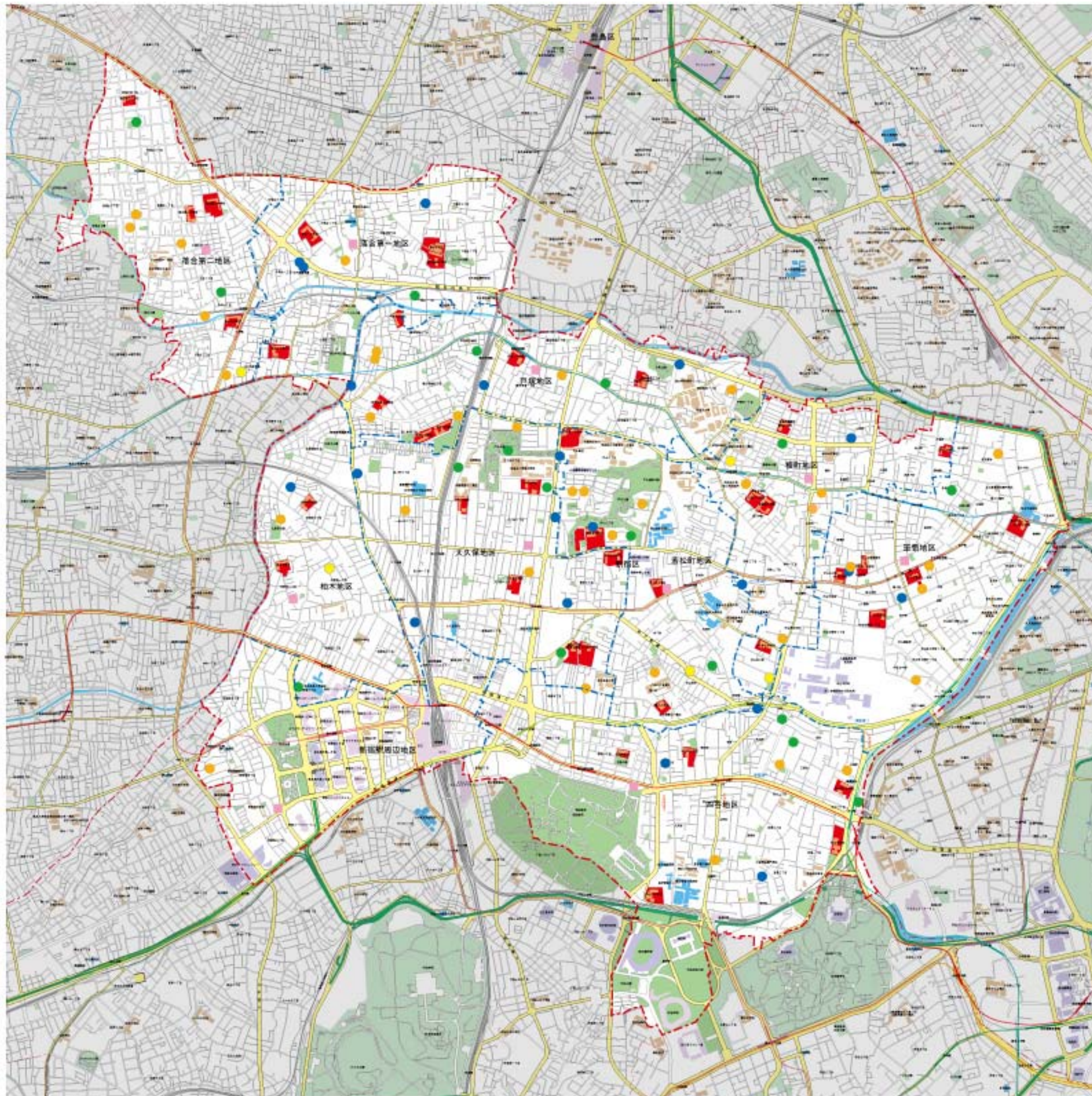
この公園広場は、広場の周辺ビルに直接通行できる歩行者通路を設けて、公園広場には草花や低木の植栽をし、人々が休息したり、憩える場所とします。

また、中央部分の広場においては、いろいろなイベントやミニコンサートなどもできて賑わいのある場所として、新宿西口の顔となるようにしたいと考えます。

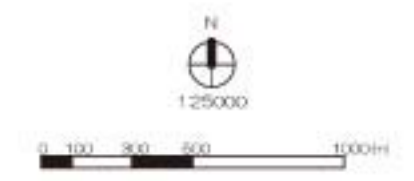
また、この広場からは、中央の道路間を人々の散策通路として、新宿中央公園まで行くことのできる道路も併せて提案したいと考えます。



公園・公共施設 分布図



凡 例	
	学校（小学校・中学校）
	特別出張所
	児童館・こども広場・保育園・図書館
	福祉施設
	文化教育施設
	公園



14 安全安心なまちをつくる

【将来のあるべき姿】

1. 『自分たちのまちは自分たちで守る』という区民意識が醸成され、都市型コミュニティの中での自主的な交流連帯と、区と区民の協働により、一人ひとりの命を大切にす、災害に強く、犯罪のないまちとなっている。
2. それぞれの地域が特性を活かしながら連帯して、子どもが元気に育てられるなど、だれもが安全で安心して暮らせる生活環境ができています。
3. 地域安全に関する行政のハード対策及びソフト対策、情報の共有化・情報伝達の整備、様々な主体の連携により、都内随一の「安全安心を誇れるまち新宿」となっている。

【現状と課題】

区民が安心で安全な住み良い地域社会を実現するためには、自然災害や事故、犯罪事件等突発的事態に際して、円滑かつ迅速・的確な措置をとるため、危機管理の強化は区政の最重要課題であり、区民の期待が大きくなってきました。

今こそ区役所、事業者、区民など、新宿区に関わるあらゆる人々が、知恵を集め、総力を挙げて生活環境を改善し、安全で安心かつ快適な全国に誇れるまち新宿区づくりをめざした主体的かつ具体的な行動を始めていくことが求められています。

1 現状

- (1) 区は、防災対策の他、突発的な事態に対する初動措置や対策活動の指示、幅広い情報収集が行えるよう、平成 14 年度に防災課を改組・充実し現在の危機管理課を設置しました。平素からの協力体制の構築、地域住民や地域団体との連携を図る業務などを担当しているが、区民からは地域の防犯、地震・災害対策といった「地域安全」の施策や具体策が見えないとの声が出ています。
- (2) 区は、区民の安全な生活を確保するため「新宿区民の安全・安心の推進に関する条例」の制定など区の決意を表明し、区民と共に諸施策を実施してきました。しかし、施行計画の実行にあたっては、条例文には曖昧語が多く、文章が誰にでも理解しやすい簡潔な文章になっていません。
- (3) 区は、区民への安全講習会・安全マップ配布・幼児への防犯ブザー等、広範囲な情報提供や防犯啓発活動を積極的に実施しています。しかし、災害時での社会的弱者(子どもや、お年寄り、障がい者、外国人)に対する災害時の様々な問題に十分

な協議がされていない、「子ども安全ネット」が機能していないなどの意見が出ています。

(4) 安全安心が最も強く望まれてきた繁華街の歌舞伎町は、警察・区・区民・事業者が一体となった犯罪防止活動の「歌舞伎町ルネッサンス」が大きな成果を挙げています。

(5) 価値観の多様化、モラルの低下やルール無視、マナー欠如などから、安全・安心・快適な生活環境を保全・改善するために、大きなエネルギーの投入を余儀なくされているが、その効果は未知数です。

(6) 高齢化・少子化・核家族化が急速に進むにつれ、地域社会の人と人との関係が希薄化しています。(高齢者の一人暮らしが多い、国勢調査に協力しない人がいる等)

2 課題

(1) 行政

行政(区)は、いわゆる縦割り組織であり、区民に対する情報が一元化されていません。区民には区の施策が具体的に見えず、区民の意見は区の中枢に伝わらないでいます。そのため地域安全に関心のある人も行動に移れないでいます。

縦割り行政の弊害として、ハード面(例:都市生活のインフラ整備等)、ソフト面(例:官民の様々な組織の機能・実績・存在などの情報)が整理できていません。また、警察・消防・区の連携のあり方が課題です。

(2) 担い手

地域安全の担い手が、高齢者・主婦・商店会等が中心となっており、地域住民全体の取り組みとなっておらず、特定の人への負担が重くなっています。

町会と町会連合会は地域安全にとって重要な担い手であることには間違いはないが、地域格差があり、町会組織を取り巻く環境は厳しくなっています。(高齢化・新住民の対応・活動人口や加入率の減少)。そのため十分に機能が発揮されていない。また新たな組織としての地区協議会の活動や役割については、まだ認知度が低い。

マンション住民と旧住民との両者の間でコミュニケーションが不足しているため、住民間の交流が少なく、全員参加による防犯・防災への地域安全活動ができません。

消防団・災害支援ボランティア・消防少年団・交通少年団・青少年育成委員会・社会福祉協議会、自警組織等の連携が不十分であるため、地域の安全への対応に統一性がないという問題があります。

(3) 防災

大都市における防災を検討する場合、都市の過密状態、自動車社会(自動車・道路・高速道路等)、防災体制(住民への周知・防災訓練・避難路・避難所・避難場所)、交通面での危険、歩道や路上障害物(違法駐車・自動車・バイク・放置自転車・違法広告・置き看板、のぼり旗)、老朽化家屋の建て替え、ライフラインの確保(雨水の利用・自家発電等)などが大きな問題となっています。

実際に大災害が起きた場合には、防災システムの活用等シミュレーションどおりに機能しないことが想定されます。また、情報の伝達方法、経路がわかりにくい。被災者個人の連絡体制や災害時での社会的弱者(子ども、お年寄り、障がい者、外国人)への配慮が課題です。

(4) 防犯

匿名性の強い都市生活(例:各戸の表札が出ていないマンションも多い)は、都会に暮らす魅力であると同時に、犯罪に対して地域の目が行き届かない社会を生み出しています。特に新宿区のように流動人口が多く様々な職業の人がいて、価値観や生活時間・生活様式が異なる住民が暮らしていると、地域に於ける防犯をどのようにしたらよいかが課題です。

新宿警察署管内は犯罪多発地域であり、歌舞伎町及び西新宿の繁華街を抱える新宿は刑法犯認知件数(平成17年度上半期)において都内第3位と犯罪の件数が高く、薬物等の汚染、売買春・不法滞在などが多発しています。

一方で、警察官の常時不在交番があることや、繁華街の監視カメラ設置とプライバシー保護の問題が指摘されています。

区民の多数は防犯に対して不安を感じているが、対策については人任せであり、当事者意識を高めることが課題です。

人々の心が乱れ、他者への関心を示さなくなったことにより、社会的弱者(子どもや高齢者)への犯罪が増える要因になっています。(他人に注意するとトラブルになることを心配するあまり、無関心を装う人が多いことが問題である。)

「子どもに対する犯罪(加害者あるいは被害者のどちらにもなる可能性を持つ)」を防いでいくためには、子どもを取り巻く教育環境(家庭・学校・地域)の連携を密にしていく必要があります。

【取り組みの方向性】

新宿区は、歴史と伝統と活力を備えたまちであり、新宿区に住み、働く人々によって形成され、護られてきた生活環境がある。これを維持・向上させていくことは、先人からこのまちを受け継いで新宿区に住み、働き、集い、憩うすべての人々の責務である。

1. 区と区民の協働での防災体制づくり

災害時には、区と区民の協働で、救護救援体制が整い、災害時での社会的弱者(子どもや、お年寄り、障がい者、外国人)に対して人間尊重の配慮がされる。

区は、災害時の行動指針を作成し、区と区民の役割分担を明確化し、災害時の弱者救援、救護体制をつくる。

区は、日頃から災害時に迅速に対応できるよう、区と区民、警察、消防及び国や都と連携して防災訓練の演習を行う。

区と区民は、災害時での社会的弱者(子どもや、お年寄り、障がい者、外国人)を配慮した防災訓練を頻繁にする。

区は、非常時の情報伝達体制を徹底強化のため、IT化を促進するなど、伝達経路を整備する。

地域に防災時行動マニュアルを作成するとともに、災害時での社会的弱者(子どもや高齢者、障がい者、外国人)へのきめ細かい配慮をする。

2. 犯罪を許さない安全・安心なまちづくり

区民は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を醸成し、お互いの顔の見えるネットワークを構築していくことが必要である。

住み良い生活環境(地域に心を癒すオアシスがあり、歩きたくなる公園や、人にやさしい道路やまちなみができている。子どもを安心して育てられ、地域で見守る体制ができている。)を区と協働して、つくっていくことが必要である。

多種多様な価値観や文化や生活様式を持つ人々が、自分らしく生き、ゆるやかに地域とつながっていける「都市型コミュニティ」の構築を進める。

区は、一人一人に対する声掛け運動やまちの美化と環境浄化に努め、犯罪が起こりにくい状態にする。例えば、ニューヨークのまちの浄化につながった、“ブロークン・ザ・ウインドウ理論”(*)などがある。

* 世界一の犯罪都市、ニューヨークの重犯罪の件数を激減させた方法。窓ガラスの割れた自動車とそうでない自動車を住宅街に放置しておく、一週間後には、窓ガラスの割れた方のみ盗難や激しい破損などがされている。このことから小さな犯罪を放置すると、やがてそれが大きな犯罪につながるという犯罪心理学の理論。

区民は、子育てをしながら働き続けることの出来る環境、子ども達を犯罪に巻き込まないように地域で見守る、「地域の見守り隊」を結成する。

区民は、防犯パトロールや、声かけ運動、挨拶運動を始めて犯罪抑止に努める。

一般区民やNPOが参加出来るように既存自治組織(町会・自治会)を見直し、活性化して地域の連帯をはかる。(地区単位で)地域安全委員会の配置や地区協議会の広報強化と構成メンバーの見直しをする。

区は、新宿駅周辺および駅の改築を進める時は犯罪を一掃できることも含めると同時に犯罪が他の地域に移ることにならないような施策を行う。

区は、町会に防犯標語を募集するなど新たな啓発行動を進める。

区は、防犯(カメラ)灯を必要に応じて設置し、防犯に務める。

3. 地域に安全安心なまちをつくる

(都市型コミュニティの形成と防災・防犯についての行政の取り組み)

区は、縦割りでなく、横割り組織として地域安全課を新設し、その中に各地区担当係を設置する。

区は、区内の防災・防犯に関する情報を迅速に理解し、速やかに伝達が行われるようにするため、新宿区内各地域に区職員を多く居住させる。

区は、自助、共助、公助の連携と協働を充実させ、「地域安全」における区、区民、事業者、関係行政機関などの責務と役割分担を明らかにし、組織の管理マネジメントの一元化をする。また、政策立案、財政の裏付け、施設維持、ソフト面の充実をはかる。

区は、区から発信する情報の提供・情報の共有化の充実と広報・啓発活動の徹底を図る。

地域コミュニティが基盤として存在していることが基本であり、地域の安心・安全は、区が分かりやすい条例を定め、住民意識の改革をめざす。

区は、地域安全をテーマにしたイベントや研修を多くの住民が興味を持って参加する企画を計画して開催する。

「子ども安全ネット」や子どもに対する安全安心の行政の取り組みを強化する。

区は、地域や学校と協働して子どもを見守る体制ができてくるようにする。

(第6分科会)

15 災害から、まちとくらしといのちを守る

【将来のあるべき姿】

わたしたちのまち新宿区は多くの人々が住み、集い、学び、そして働くまちです。わたしたち新宿区民は、区と区民が協働して災害に強く、逃げないですむまちづくりを目指しています。「地域コミュニティー」による、自主的協働意識の中で、それぞれの地域の特性を活かしながら個人(自助)、地域(共助)、行政(公助)のそれぞれが、担うべき役割を明確化し、「地域ぐるみ」で災害への取り組みができていくことが重要です。

一方、迫りくる首都圏を中心とする首都直下型の大規模地震災害や、近年の都市型集中豪雨(路上鉄砲水)水害などの自然災害に対しては、行政(公助)対応によるソフト・ハード両面での取り組みが大きく求められています。

減災社会の実現へ向けて、下記項目による、災害に強い、逃げないですむまちづくりができていくことが、重要な将来のあるべき姿といえます。

災害に対する自助(個々人)の防災意識や準備が十分認識されている。

「地域コミュニティー」による防災対策(防災区民組織)が充実している。

防災都市づくり(耐震・不燃化)による災害に強い、まちができていく。

地震災害に対する情報提供や被害想定(地域防災計画)ができていく。

発災時の初動体制(情報伝達・行動計画)が整備されている。

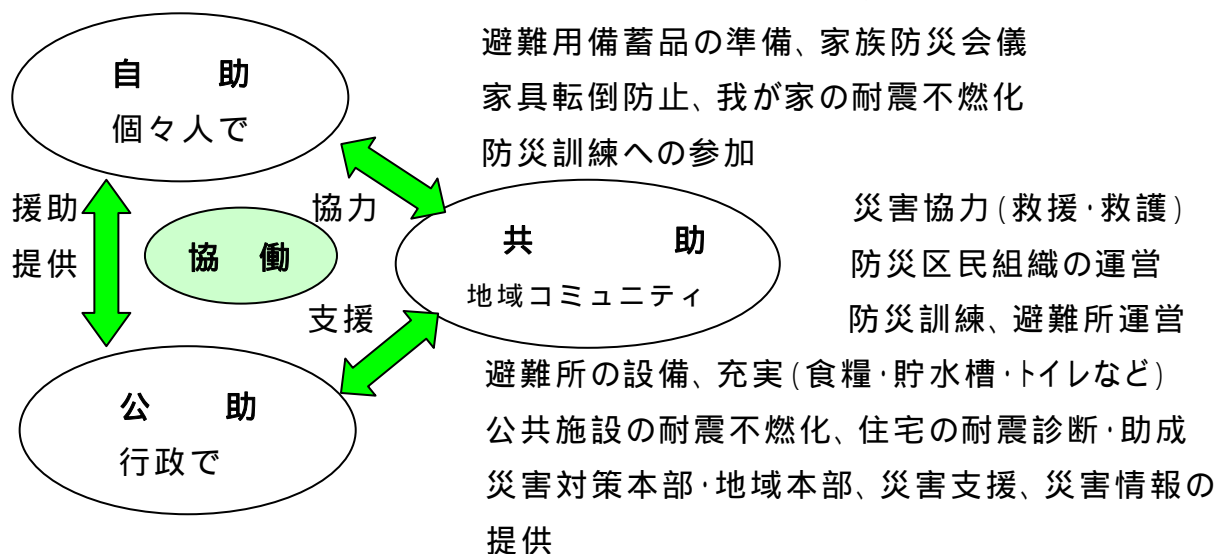
避難経路や救出、救護、消火活動及び災害弱者の避難体制が整っている。

避難所、広域避難場所の運営、帰宅困難者支援が整備されている。

災害支援協力体制や災害復興計画が整備されている。

風水害に対する備えが整備されている。

《協働による役割分担例》



【現状と課題】

近年、首都圏を中心とする直下型大規模地震(M7クラス)の発生が懸念されています。更に将来発生が予想される海溝型巨大地震(M8クラス)に備える必要があります。

ひとたび大地震が発生すれば多くの死者、けが人が発生し、多大な経済的被害も想定されます。阪神・淡路大震災では8割以上の人々が、建築物の倒壊や家具の転倒等による圧死、又は窒息死で亡くなっています。こうしたことから建築物の耐震化に取り組む事が、今、大きな課題となっています。

平成18年東京都防災会議地震部会発表 (東京湾北部直下地震 M7.3) 18時風速15M

首都直下地震の都内被害想定		新宿区の被害想定	新宿区の内訳	死者	負傷者
死者	約 6,413人	90人	建物被害による	27人	6,490人
負傷者	約 160,860人	7,061人	急傾斜崩壊	16人	20人
建物全壊棟数	約 471,586棟	2,173棟	火災による	32人	270人
帰宅困難者	約 448万人	350,545人	ブロック塀等	14人	175人
避難者	約 399万人	120,191人	落下物による	1人	106人

(注:被害の大きさは震源地や発生時間により異なります。関東大震災は海溝型 M7.9)

新宿区では、多くの人々が集中する駅、繁華街を中心に公共・準公共施設、学校などの避難所施設の耐震不燃化とともに、特に耐震力が不足しているビルや木造住宅においては、耐震不燃化を促進しライフラインの耐震化と合わせて、逃げないですむまちづくりをすることが大きな課題となります。

新宿区では、約35万人の人々が、震災時に帰宅困難者となることが予想され、これらの人々に対して情報の提供とともに帰宅困難者支援が望まれます。

自主防災の立場から、防災区民組織に対する支援、育成の強化と共に、防災意識の地域格差を解消するための、地域に即した支援体制が期待されています。

震災時の救援、救護(資機材の提供)と共に、過去の大震災の教訓を生かし、大火からまちを守るための初期消火体制の強化が必要とされています。なかでも木造住宅密集地域や細街路に溢れる電信柱が倒れた場合、消火活動や救援・救護・避難活動を困難にすると思われるため改善が求められます。

災害対策本部(区役所)・地域本部(各特別出張所)と避難所の連絡体制整備。また、避難困難地域の新たな避難所施設の指定と変更。災害弱者の避難支援体制の整備とともに、多目的貯水槽の設置、下水直結型トイレの大幅な増設が求められています。

さらに近年、地球温暖化と思われる都市型集中豪雨が多発する傾向にあります。集中豪雨が排水能力を大きく上回って、路上鉄砲水となり、低地や地下室が浸水する被害が発生しています。妙正寺川・神田川の河川改修や雨量監視と共に、現在建設中の環七地下貯水池の早急なる整備が求められています。

【取り組みの方向性】

1. 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

迫りくる大規模地震災害に備え、都市をまるごと耐震不燃化し、幹線道路と沿道の大火建築物により延焼遮断帯を設けて大火からまちを守る事業を引き続き行う。

都市計画部・環境土木部は国の改正耐震化促進法をうけて、10年後の耐震化率の数値目標を設け、各年度の改善値をきめて本格的な耐震化にとりかかる。ライフラインの耐震化とともに、人の多く集まる公共(学校・避難所など)・準公共施設(駅・劇場・ホールなど)を優先させ、昭和56年以前の建物については全ての耐震診断を早急に実施し特に木造住宅においては耐震化工事の助成を行う。(地震保険の活用推進)

避難経路を確保するため、細街路の電信柱の地中化に取り組む。更にブロック塀の耐震を含め、木造密集地域の安全性の向上や新防火地域の導入による(容積率の緩和+準耐火仕様以上)耐震不燃化をすすめるため、小規模建築物の共同化などの(ミニ地域開発)推進をする。



2. 備え(防災計画)による防災拠点と避難所施設の整備充実

災害時の災害対策本部、区役所(区長室危機管理課)や各特別出張所が地域の災害拠点となり、速やかな初動体制が取れるよう避難所(小中学校)や公園などを結ぶ防災無線の見直しを行い(夜間も使用可能な多目的カメラ付スーパー防犯灯を設置し災害時活用する)情報提供や現地の被災状況をいち早く掌握する。

避難所施設の充実を図るため、多目的貯水槽の増設と共に下水直結型トイレ(現30箇所を全避難所・公園数の140箇所以上)を増設する。更に、救援、救護、初期消火が区民によって速やかに行えるように防災資機材の提供と充実を行う。

尚、地域防災ハザードマップの作成(多言語対応)を各10箇所の特別出張所ごとに行い、危険地帯では、新たな避難所の指定をするなどの、総点検と防災区民組織の連携強化を図り、最新の災害情報を共有する。

3. 防災区民組織の育成支援としくみづくり、協働による防災弱者の避難支援

災害時の初動体制において災害現場の中心運営者となる防災区民組織(201組織)の防災教育及び防災リーダーの育成が急務である。

区長室危機管理課は消防署と協力して防災に関する専門知識をもった防災リーダー

(現サポーター60名)を年間50名程度育成し、防災計画、教育、訓練及び災害時の救援、救護、初期消火体制の主体者として201組織に1名以上配置する。(地域消防団員の活用)更に、自助・共助による住民主体の活力ある防災区民組織を育成する。

防災区民組織は、町会、自治会による主体運営ではあるが町会未加入者も含め全ての新宿区民が対象であることを認識し、「地域コミュニティー」に基づいた、思いやりのある防災区民組織が望まれる。災害時の避難所運営(食料配布など)とともに、高齢者などの災害弱者の避難支援を明確にし、災害弱者用の福祉施設(未公表)などに避難誘導支援を行う体制を強化する。

4. 区内民間事業者との災害協力と帰宅困難者支援

新宿区の特徴として多くの民間企業や学校が存在し、集い、学び、働いている。災害時の帰宅困難者は、新宿区で35万人と推定される。このような帰宅困難者が徒歩で帰宅できるよう、情報の提供をする場所や、一時休憩所を指定して、飲料水の支給をするなど、民間事業者との災害協力体制をつくる。

都立高校を核とした「帰宅支援ステーション」を整備し、企業の従業員や高校・大学生が被災者の救援活動(ボランティア)に当たれるよう新宿区は積極的に企業・大学などと災害協力の締結を行うことが必要である。

5. 災害復興計画と都市機能の再生

区長室、都市計画部、環境土木部などの関係部所は最新の被害想定を反映した災害復興計画を作成して、震災後の混乱をさけるため、計画の事前提示を行う。そして、震災三日後から被災者救済・ライフラインの復旧・防疫・瓦礫撤去・仮設住宅の供給など優先順位を決め、速やかに災害復興にとりかかるとともに、企業は震災事業継続計画(BCP)を策定して災害倒産や災害失業を極力おさえる。

新宿区は都市機能の再生のためのまちづくりを、地区計画等を活用して、国や東京都と共に計画的に行う。

6. 総合的な風水害と治水対策の促進

近年の都市型集中豪雨被害が拡大傾向にあり時間降雨量が100ミリを超える記録的集中豪雨が発生している。このことにより河川の氾濫による低地での家屋の浸水や路上鉄砲水による地下室の浸水が発生しています。

東京都や新宿区環境土木部による神田川、妙正寺川の河川改修とともに遊水池整備が進んではいるが、環七地下河川(将来東京湾へ注ぐ)などの早急なる整備が必要である。

また、水害を最小限に食い止めるための水位警報装置の改良が図られているが抜本

的対策にはなっていない。雨水浸透能力を高める舗装道路や路上鉄砲水に対応できる下水道幹線整備(第二妙正寺川・十二社・戸山幹線)や雨水排水溝を早急に時間雨量75ミリ対応に、また、10年後には100ミリ対応にまで整備する必要がある。

7. 犯罪をゆるさないまちづくり

防犯に対するまちづくりは、各関係機関(警察・自治体・地域住民)が協力しあい「地域ぐるみ」で対処することが重要となる。新宿区内の交番を地域の防犯拠点と位置づけ、警察官の増員や警察OBの再雇用をすすめて交番の機能強化を図る。

振り込め詐欺やハイテク犯罪の予防、さらに凶悪化する外国人犯罪の取り締まり強化や検挙率向上のため、警察組織の再編や整備、人材の育成が必要である。

犯罪の未然防止のためにも防犯相談所(警察、区役所内)を増設して、未成年者犯罪や家庭内暴力、迷惑行為などの相談や指導、助言を行う。

犯罪被害に万一巻き込まれた場合のために、犯罪被害者援護法を活用した支援体制を整備して、精神・経済両面の救済支援を区が行える制度を推進する。



(スーパーハイテク交番) 緊急通報型【スーパー防犯灯】(警視庁・防犯ホームページ)

8. 地域の安全と安心なまちづくり

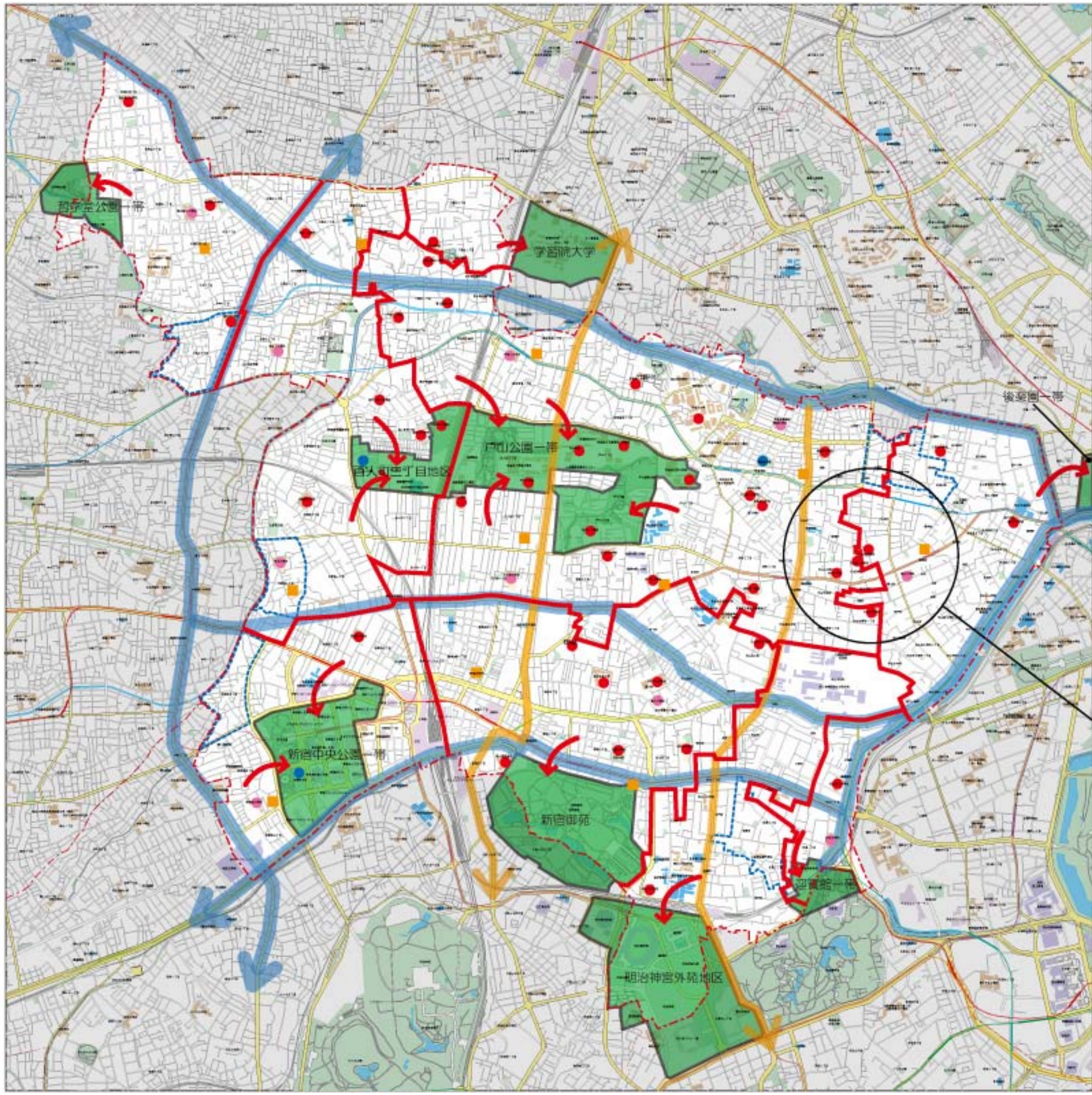
地域の結びつきが薄れつつあるまちにおける防犯活動には、「地域ぐるみ」でのとりくみが重要となる。警察による防犯連絡協議会や各種地域防犯ボランティアなどが一体となって、防犯パトロールなどを実施し情報の共有化などを図ることも必要である。その拠点となる区長室危機管理課が、特別出張所(地区協議会)などを通じて地域防犯団体と十分協議をし、地域防犯マップなどを作成して犯罪地帯の総点検を行うとともに、犯罪クリーンアップ作戦を歌舞伎町以外に拡大実施する。

犯罪を防止するために学校、公園、繁華街などに多目的スーパー防犯灯を設置し犯罪の監視をする。

学校の安全対策として、専門知識を身に付けた(スクールガード)学校安全警備員を小学校、児童館、保育所・幼稚園に配置し校内や施設内と通学路の安全を確保する。

警視庁のスクールサポーター制度を拡充し、警察官OBによる巡回や安全指導の充実で学校安全対策を強化する。

(第3分科会)



凡例	
	広域避難場所
	広域避難場所地区区
	防災再開促進地区
	骨格防災軸
	主要延焼遮断帯
	避難所(学校)
	避難所及び避難教護所(小・中学校)
	区役所・特別出張所
	給水所・緊急給水機

※骨格防災軸
 「東京防災都市づくり推進計画」に示す最も重要な高い延焼遮断帯のことで、広域的防災対策において骨格的な防災軸の形成を図るべき広域幹線道路等が該当する。
 骨格防災軸は約3~4kmメッシュを構成し、この中に主要延焼遮断帯が約2kmメッシュで構成する。

広域避難場所困難地域
 ↓
 大蔵省印刷局・市目陸上自衛隊駐屯地へ、徒歩へ、避難できるか?

